広島大学学術情報リポジトリ Hiroshima University Institutional Repository

Title	五代後周世宗朝をめぐる「だれが」「いつ」「どこで」 : 後周・ 北宋初のプロト・ナショナリズムに関する再考
Author(s)	山根, 直生
Citation	史学研究 , 305 : 218 - 244
Issue Date	2020-03-31
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055676
Right	
Relation	



五代後周世宗朝をめぐる「だれが」「いつ」「どこで」

後周・北宋初のプロト・ナショナリズムに関する再考―

山 根 直

生

はじめに

立ての実証の進展に基づくものであり、そうした存在が北宋いての実証の進展に基づくものであり、そうした存在が北宋いての実証の進展に基づくものであり、そうした存在が北宋いての実証の進展に基づくものであり、そうした存在が北京ないての実証の進展に基づくものであり、そうした存在が北京ないでの実証の進展に基づくものであり、そうした存在が北京ないでの実証の進展に基づくものであり、そうした存在が北宋のでの実証の進展に基づくものであり、そうした存在が北宋を含まれる。本論においては後周、特に世宗朝(西暦九五四〜九五九年)をとりあげることで、この展望への応答を試みる。たもそも「沙陀系王朝」と呼ぶ展望が提示された(森部めて「沙陀系王朝」と呼ぶ展望が提示された(森部めて「沙陀系王朝」と呼ぶ展望が提示された(森部めて「沙陀系王朝」と呼ぶ展望が提示された(森部めて「沙陀系王朝」と呼ぶ展望が提示された(森部というよりに大きなが北京というよりに大きない。

の外戚や国境周辺の戦力としても連続していたことの実証の外戚や国境周辺の戦力としても連続していたことの実証の外戚や国境周辺の戦力としても連続していたことの実証の外戚や国境周辺の戦力としても連続していたことの実証の外戚や国境周辺の戦力としても連続していたことの実証の外戚や国境周辺の戦力としても連続していたことの実証の外戚や国境周辺の戦力としても連続していたことの実証の外戚や国境周辺の戦力としても連続していたことの実証の外戚や国境周辺の戦力としても連続していたことの実証の外戚や国境周辺の戦力としても連続していたことの実証の外戚や国境周辺の戦力としても連続していたことの実証の外戚や国境周辺の戦力としても連続していたことの実証の外戚や国境周辺の戦力としても連続していたことの実証の外戚や国境周辺の戦力としても連続していたことの実証の外戚や国境周辺の戦力としても連続していた。

問題が浮上する。というのも従来この問いは、両王朝を先験の領域内の地主の守護者として――自ら任じたのか、というげ漢人・中華の守護者として――具体的・政治史的には、そる場合には、ではなぜ後周・北宋は契丹との対決姿勢をかかまたこの論を受け入れて北宋までを「沙陀系王朝」と認めまたこの論を受け入れて北宋までを「沙陀系王朝」と認め

三郎の所論を見よう(傍線は筆者が付した)。思われるからである。唐五代藩鎮研究のパイオニア、日野開的に漢人を中心とするものと解することで看過されてきたと

意識 いわ 心目 世宗郭栄、 立した大方針で、その 丹の撃滅を最後の仕上げとすること、 としてまず列国を統合し、 ち契丹及びこれを後援と恃む北漢に対する攻伐を後廻 理想の達成に壮年の熱と生得の聡智とを傾倒した。 を天賦の使命とする崇高神聖な天子として自覚し、 として華夷万民にその 排し、これを中国伝統の本来的な天子、 見とを有していた。 ……世宗は漢人世豪の出身として品位を備え、 を仰いでいた。 進 帝は従 ば世宗は、 「標と考え、 実子のなかった太祖はその賢を愛して養子とした。 太祖の皇后は即ち柴氏で、 に目覚め、 来四 ń 中国人の中国を標榜し、 本姓柴氏…邢州に生る。 つつあった中央集権的工作を一気に前進せし .朝の諸帝が帝王の地位を以て軍人最高 後唐の 軍閥の統領的存在に満足し来った態度を 漢族復興を己が任とする高邁な理想と識 世宗は后の甥で、この縁故から太祖に仕 : まま北宋に受継がれたの ところを得しめ、 明宗・後晋の高祖等によっ (日野一 全支統合の力を以て外敵に当 太祖の微時は柴氏 幽薊十六州 九八〇、三八一三九頁 柴氏 これ等は 民生の 即ち中国を中心 は 邢 0 州 であっ 世宗 福利增 奪 竜 国家民族 回 て徐 0 圌 ح : 即 資助 0 0) 0 契 樹 0 准 野 世

である。 (同、四一頁)

再考する必要があろう。 活用して、 解に対し、従来反論が皆無だったわけではない。 に基づき、 述に始まるこうした説明を、 "資治通鑑』(以下『通鑑』と略称)など後代の編纂史料の叙 沙陀系王朝」論に対し賛否いずれであれ応答するためには、 線の通り柴栄 柴栄傘下の集団の社会史的特質にまでふみこんで その政策の北宋 Ó 出自を の連続までを説いたこうした理 ソグド研究と同等に石刻史料も 漢人」「 中国人」 と見なすこと しかしいま、

れたかにあたる説明であ 氏ら錚々たる論者によって早くから研究されてきた分野 禁軍強化の到達点としての後周世宗朝については、 えば日野の概括末尾にも見える、 あり、そうした包括的代案はいまだ無いのではない なるのか。彼を「 ぶものではないはずである。 いう「だれが」の設定を改めた時、「いつ」「どこで」「なぜ かくもその治世の全体像を叙述できた。 (菊池一九五八など)、 いかにして」という問題も問い直されねばならない そしてその場合、柴栄の事業全体はどう説明され 漢人」「中国人」と見る先の それは彼の事業が「いかにして」為さ ŋ なぜ」その 五代における中央集権化 他 漢人の柴栄が」と 0) 問 説 明 にまで及 か。 は、 ることに 菊池英夫 はずで

に由 五代史にあって、 そもそも後周に関する考察に 来する複雑性 たしかに周宋の移行は流 がつきまとう。 は、 王朝交代 続く 宋 小朝と 血 のくりかえされ 0) 少ない 0 独 特 もの な 関 た

天下

統合の素地を造ってその仕上げを宋に譲ったの

の信頼がおけるわけではない。三十九歳で急逝した柴栄当人ターによるものであって、宋代人による世宗朝の記述に全幅あった。しかしそれでもなお宋の成立は明確に禁軍のクーデ

が、どのような政戦の展望を抱き、

配下の陣容をどう構想し

の問いが持つことを、ここに確認しておきたい。 にもかかわらず従来、こうした柴栄→柴宗訓→趙匡胤間の にもかかわらず従来、こうした柴栄→柴宗訓→趙匡胤間の がソグド研究への応答として柴栄は何者かと問い直す場合、 がソグド研究への応答として柴栄は何者かと問い直す場合、 がソグド研究への応答として柴栄は何者かと問い直す場合、 でにも多くの問題について再考の必要性が及ぶこと、ひるが さってこれら諸問題を改めて浮かび上がらせる意義を柴栄へ えってこれら諸問題を改めて浮かび上がらせる意義を柴栄へ の問いが持つことを、ここに確認しておきたい。

1)だれが?①――後周の三班使臣

と思う。

徽南北院使・枢密使の僚属、 をもって五代各朝官僚の出身地を分類し、禁軍・枢密使・宣 西省中部、 河東道・河北道、そして河南道(現在の河南省、 かにしている。 り、近年の研究がソグド系・沙陀系勢力の存在を改めて明ら 集ったのは何者であったのか。この問いについては先述の通 らに増加する、 河北出身者が河東のそれに次いで多く、五代を下るにつれさ 柴栄とは何者か。 湖北省の大部分、を含む)という三つの地域区分 しかしつとにワン・ガンウー(王庚武)氏は、 という傾向を導き出している(Wang1963、 より広くとらえれば、五代後周世宗朝に という四部門すべてにおいて、 山東省、 陝

pp.210-215)°

少院系勢力はこの区分では河東道に多く含まれることになり、後周両帝や宋太祖・宋太宗の台頭までも先の傾向と関連り、後周両帝や宋太祖・宋太宗の台頭までも先の傾向と関連り、後周両帝や宋太祖・宋太宗の台頭までも先の傾向と関連り、後周両帝や宋太祖・宋太宗の台頭までも先の傾向と関連り、後周両帝や宋太祖・宋太宗の台頭までも先の傾向と関連り、後周両帝や宋太祖・宋太宗の台頭までも先の傾向と関連り、後周両帝や宋太祖・宋太宗の台頭までも先の傾向と関連り、後周両帝や宋太祖・宋太宗の台頭までも先の傾向と関連り、後周両帝や宋太祖・宋太宗の台頭までも先の傾向と関連り、後周両帝や宋太祖・宋太宗の台頭までも先の傾向と関連り、後周両帝や宋太祖・宋太宗の台頭までも先の傾向と関連り、後周両帝や宋太祖・宋太宗の台頭までも先の傾向と関連り、後周両帝や宋太祖・宋太宗の台頭までも先の傾向と関連り、後周両帝や宋太祖・宋太宗の台頭は「中国人」などといった。

を覚える。先述の通りソグド研究の進展を踏まえれ 提や、上記三つの地域区分などに対して、なお補足する必要 歴史過程において、これを「河北」に一括するには疑問 料の検討が必須であること、 からは、新旧『五代史』に立伝された者を累計するという前 ること、などによる その上で、特に五代世宗朝を再考しようとする本論 また、燕雲十六州の割譲 ば 以降 石刻史 0 にがあ 関 (n) 心

在であり、つとに制度史研究の視点から注目されてきた(友は、五代宋初の皇帝にとってまさしく「側近」と呼ぶべき存班使臣である。三班使臣すなわち供奉官・殿直・承旨の三官そこで本論で取り上げるのが、唐末から宋代に見られた三

じられ、 いては、 急逝によって断たれ 者との交錯を再考する時、 考える時、 てよい。 永 組みであると思う。 九八三、 、後の高官を輩出する母体となったこの三班使臣こそ、 本質的 すでに そしてまたソグド系・沙陀系の 趙 には軍事政 両 氏 九 の研 九三、 た柴栄の政権構想をとらえる、 究にほとんど網羅され 権であっ 有力節度使や軍将 など)。 編纂史料中 た五代各朝 人員とそれ の子弟がまま任 7 0) 0 それ 人的 11 恰好 ると言 以 構成 らに 外 の枠 \hat{o} を 0

> 1 僚 1

河北 ぼることは問 明する 続できるよう、出身地は河東 ソグド姓であるもの 域 ワン氏以 座からソ 8 班 区分については図1参照)に分けて集計し、 こうした見通しのもと、 使臣 加 北部すなわち燕雲十六州(D)・その他 えて一 0) みで グド系と確定できるもの 来 |の諸事例を編年的に再整理し、 の地域 出 題だが、 覧化したもの [身地・ 、史的展望とソグド研究の (S2) もそれぞれ集計した。 ここから何が言えるだろうか 民族ともに不明なものが半 が 友永一九八三、 (A)·河南 表 1 \widehat{S}_{1} その集 (B)·河 石刻史料に見える事 趙一 民族史的展望に接 計 確定できない が表2で $\widehat{\mathbf{E}}_{\!\scriptscriptstyle{\mathrm{c}}}$ その 北 九 数以 九三 南 姓 以上 姓 部 名が 名や あ F. 0 <u>C</u> 0 引 0 判 が 賔 地

> さ 48、150、154)、 などであろう $\frac{1}{7}$ • n 武 た 0) 将 1 4 8 , ち柴栄 とな 柴栄が澶州節度使であ 0) た人であ 指 揮 下に入 ること っ 7 V つ ること(1 た時 4 期 5 同 1 1 地 4 4 5 6

う別個 道が河 し今回 よう。 者の増加は後周で初めて顕著となったもの る北宋初 いえば、 自体は、 五代各朝を通観した場合、 構成 加 ١, 一の政権 当然こうした後周 北 て意識的に進められたと思われる。 「の整理から言えば、 (高井二〇 北漢・ 瀛州 先にあげた諸論者の一致するところであ 期の政治状況も生じ得なかったことになる。 0 転換は遅 の出 の在ったことが作用 後周の分立状況が無け .身であったことに象徴される、 ® れ、 に比較すれ 河東優位の状況が続 の転換には、 少なくとも三 河北出身者が したに違 ば、 れば、 当 時 班 皇帝側近官に **洋増加** 後唐以来 使臣 V 0 で、 ない。 河 いてい 趙氏を中心とす 特に世 して 中 東に北漢とい 河 0 0 业 の だが逆に たと言え 河 文士 宰相 宗麾 おける 北 くこと 出 馮 身 ゕ

の増

人的

にお

王朝と重なり合う概念として用いられる河東政 二〇〇五)。 できな と確認または想定される人員の割合も、 としての 筆者は なり合う 支配者集団 性格を否定しな ソグド研 何よりすでに宋代史研究に 領域 かし におけ 0 究の 先の 広さ 説く、 Ź 人的 が 61 漢 指 構成 後周 歴代三班 摘 さ 認 から見れば、 n 識 宋 7 0 お 使臣 初の あ W 表Bに見る V るから ても、 政 のうち、 まい 権の また、 . خ で 沙 後 あ 通 陀 周 ソ Щ 胡 西政 沙 り無視 系王 グ 北宋 ŕ 系 系 朝

1

1 通

2

1

2 7

1

4

1

8

1 il

郭威によって選拔

!項をあ 周

げ

n れば、

鄴都 4

Ш 4

大名

魏 4

人であること

9 ^⑤ 例 の

世

宗朝で最多となるの

は 人だが、 |身地

河北

南部

0

人で

あ

彼

ら 80 0 加 で

> 重 初

て分かるように、

出

0

判

明する三

班

使臣

0

中

[めるの

は河

東の

後漢以降しだい

に増

0

表1 五代の側近官

(史料上の初出順。墓誌銘に基づく場合、側近官に就任した時点は必ずしも明確にできないので、墓誌銘 執筆の時点に基づき編年している。『冊府元亀』は『冊府』、『資治通鑑』は『通鑑』と略称)

_							
王朝	王 皇 初出の (番号)人名 備考 蘭 帝 年/月 [生没年] 三班使臣としての職名、出身地、出典						
	П	907/4	(01) 史彦璋	供奉官(『旧五代史』巻135、劉守光伝。Z表11)。	S2		
		909/3	(02) 段凝 [?-927]	東頭供奉官(『冊府』巻766、総録、攀附。T表8、Z表17)。開封の人(『旧五代史』巻 73、段凝伝)。	В		
		909/7	(03) 聶榮受	殿直(『冊府』巻435、将帥、獻捷。Z表9)。			
後	太祖	909/9	(04) 王唐福	殿直(『冊府』巻435、将帥、獻捷。Z表9)。			
佼	III.	910/11	(05) 杜廷隠	供奉官(『冊府』巻57、帝王、英断。T表1、Z表10)。			
		910/11	(06) 丁延徽	供奉官(『冊府』巻57、帝王、英断。T 表 1)。			
		912/2	(07) 丁昭溥	供奉官(『旧五代史』巻8、後梁末帝、同年同月二日。Z表7)。			
梁		907-912	(08) 韓歸範	供奉官、宦官(『旧五代史』巻53、李存孝伝、『冊府』巻474、臺省、奏議。Z 表11)。			
米		913/2	(09) 楊彦賓	供奉官(『呉越備史』巻2、同年同月。T 表7)。			
		915/4	(10) 扈異	供奉官(『通鑑』巻269、同年同月。Z 表14)			
	末帝	917/3	(11) 鮑長新★	西頭供奉官、充忠武軍兵馬都監(「南渓池亭及九龍廟記並陰側」、『八瓊室金石補正』巻79)			
		920/9	(12) 郎公遠	供奉官(『旧五代史』巻10、後梁末帝、同年同月庚寅。Z 表10)。			
		920/9	(13) 竇維	供奉官(『通鑑』巻271、同年同月。Z 表14)。			
		924/3	(14) 李従襲 [?-926]	供奉官(『冊府』巻269、宗室、委任。 Z 表13)、官官(『冊府』巻670、内臣、誣構、李延安・李從襲・ 呂 知柔。 T 表 3)。			
	荘	925/6	(15) 陳知隠 [?-935]	殿直(『冊府』巻128、帝王、明賞、同年同月。Z 表15)。			
		925/?	(16) 李延安	供奉官、宦官(『冊府』巻670、内臣、誣搆、李延安・李従襲・ 昌 知柔。T 表 3)。			
	宗	925/?	(17) 呂知柔	供奉官、宦官(『冊府』巻670、内臣、誣搆、李延安・李從襲・ 呂 知柔。T 表 3)。			
	/31	926/3	(18) 景進	供奉内使(『通鑑』巻274、同年同月。Z 表 7)。楽官(『冊府』巻933、総録、誣搆)。			
		923-926	(19) 陳思譲 [903-974]	右班殿直、幽州盧龍の人(『宋史』巻261、陳思譲伝。T表8)。	D		
		926/5	(20) 張殷祚	供奉官(『冊府』巻135、帝王、愍征役、同年同月丙寅。T表3、Z表4)。			
		926/6	(21) 馬延	殿直(『通鑑』巻275、同年同月)。			
		926/9	(22) 姚坤	供奉官(『冊府』巻980、外臣、通好、同年同月。Z表10)。			
		926/10	(23) 李彦楷	供奉官(『五代会要』巻30、南詔蠻、同年同月。Z 表10)。李楷と同一人物?			
後		926/?	(24) 慕容彦超 [?-952]	供奉官(『冊府』巻846、總録、善射。T表8、Z表12)。太原の人(『旧五代史』巻130、 慕容彦超伝)。	Α		
		927/4	(25) 李楷	供奉官(『冊府』巻980、外臣、通好、同年同月。Z表10)。李彦楷と同一人物?			
	明	928/4	(26) 翟令竒	殿直(『冊府』巻123、帝王、征討。Z 表12)。	S2		
		929/5	(27) 鳥昭遇	供奉官(『通鑑』巻276、同年同月)。			
		929/5	(28) 韓玫	供奉官(『通鑑』巻276、同年同月)。			
		930/11	(29) 毛廷美★	西頭供奉官、滄州の人(「毛璋墓誌」、pp.212-215、「毛璋妻李夫人墓誌」、pp.239-242、『新 五代史』巻26、毛璋伝)。	С		
		930/11	(30) 毛廷翰★	西頭供奉官、滄州の人(「毛璋墓誌」、pp.212-215、「毛璋妻李夫人墓誌」、pp.239-242、『新 五代史』巻26、毛璋伝)。	С		
İ		930/12	(31) 周務謙	供奉官(『冊府』巻123、帝王、征討。Z表12)。			
	宗	930/12	(32) 陳審瓊	供奉官(『冊府』巻123、帝王、征討。Z 表12)。			
		930/12	(33) 符彦倫	供奉官(『冊府』巻123、帝王、征討。Z 表12)。			
ptr		932/1	(34) 張繼榮	殿直(『冊府』巻57、帝王、明察、同年同月)。			
唐		932/5	(35) 李環 (李 璩 、李存 瑧)	供奉官、李克用の弟である李克寧の子(『冊府』巻178、帝王、姑息、同年同月。Z 表11)。	A		
		926-933	(36) 王彦昇 [917-974]	東班承旨、「本蜀人、後唐同光中蜀平、徙家洛陽」(『宋史』巻250、王彦昇伝。Z表12・ 20)。	В		
		-934/?	(37) 西方璟	供奉官(『冊府』巻980、外臣、通好、応順元年(934)正月乙亥)。			
		934/2	(38) 楚匡祚 (楚祚)	殿直(『通鑑』巻279、同年同月丁酉)。			
		934/4	(39) 王巒	殿直(『通鑑』巻279、同年同月。Z表7)。			
		934/?	(40) 史思温	供奉官(『冊府』巻510、邦計、重歛、同年。T 表 4)。	S2		
		934/?	(41) 李筠 [?-960]	内殿直、并州太原の人(『宋史』 巻484、李筠伝)。	A		
		935/3	(42) 商守遠★	内殿直、北燕薊門の人(「商在吉墓誌」、pp.261-263)	D		
		936/8	(43) 李譲勲	供奉官(『旧五代史』巻48、後唐末帝、同年同月。T表3)。			
		934-936	(44) 張鵬	供奉官、鎮州皷城の人(『旧五代史』巻106、張鵬伝。Z 表13)。	C		
	Ш		[?-948]		С		

後	,	926-	(45) 夏光遜★ [898-947]	東頭供奉官、青丘の人(「夏光遜慕誌」、pp.429-431)。	Е				
後唐	?	-929/10	(46) 韓仲舉★ [894-929]	東頭供奉官、昌黎郡の人(「韓仲舉墓誌」、pp.196-198、「韓仲舉妻王氏墓誌」、pp.38-40、「韓 恭墓誌」pp.198-201)。	Е				
		936/?	(47) 李謙溥 [915-976]	殿直、并州盂県の人(『宋史』巻273、李謙溥伝。T 表 3 ・ 7 ・ 9)。					
		936/?	(48) 宋 偓 [926-989]	殿直、洛陽の人(『宋史』巻255、宋 偓 伝。T 表 9 · 10)。	В				
		937/7	(49) 王思勲 [?-937]	東頭供奉官、「厥父抱疾、其家甚貧」(『冊府』 巻140、帝王、旌表。T 表 6 · 11)。					
	高	937/11	(50) 安元進★	(石蕃) 内殿直 (「安萬金墓誌」、pp.292-295、「安萬金妻何氏墓誌」、pp.298-300)。 五世代にわたり部落の首領を世襲したソグド系の家系 (森部2010、pp.183-209)。	A S1				
	IFI	937/11	(51) 安元福★	殿前承旨、安元進の弟(「安萬金墓誌」、pp.292-295、「安萬金妻何氏墓誌」、pp.298-300)。	A S1				
		937/12	(52) 劉貞義	承旨(『冊府』巻135、帝王、愍征役。T表3・Z表15)。					
		938/2	(53) 花進威★	内殿直(「花敬遷尊勝幢題名」、『八瓊室金石補正』巻80)。					
		938/2	(54) 花光進★	殿前■旨(「花敬遷尊勝幢題名」、『八瓊室金石補正』巻80)。					
		938/10	(55) 張匡鄴	供奉官(『五代会要』巻29、于闐、同年同月。Z表10)。					
	祖	939/3	(56) 斉延祚	供奉官(『旧五代史』巻78、後晋高祖紀、同年同月。T 表 6)。					
		940/5	(57) 劉彦瑤	供奉官(『冊府』巻123、帝王、征討、同年同月。T表6)。					
後		940/5	(58) 安友謙	供奉官(『旧五代史』巻79、後晋高祖紀、同年同月。T表2)。	S1				
		941/1	(59) 張澄	供奉官(『旧五代史』巻79、後晋高祖紀、同年同月丙寅。T表2)。					
		941/9	(60) 李延業	供奉官(『冊府』巻980、外臣、通好、同年同月。Z表10)。					
		941/11	(61) 李仁廓	供奉官(『冊府』巻980、外臣、通好、同年同月。Z表10)。					
		942/3	(62) 馬延理	殿直(『冊府』巻980、外臣、通好、同年閏三月。 Z 表10)。					
		942/6	(63) 張延杲	殿直(『冊府』巻980、外臣、通好、同年同月辛酉。Z 表10)。					
		-942/8	(64) 周覇崇★	殿直、涿州范陽の人(「周令武墓誌」、pp.341-346)。	D				
					D				
		942/8	(65) 周覇明★	殿直。周覇崇の弟(「周令武墓誌」、pp.341-346)。	Ъ				
		942/12	(66) 馬延翰	供奉官(『冊府』巻106、帝王、惠民、同年同月丁丑。Z 表16)。					
		943/10	(67) 梁光弼★	西頭供奉官、太原の人(「梁漢顒墓誌」、pp.380-384、『旧五代史巻88、梁漢顒伝)。』	A				
	出	943/?	(68) 安守忠★	西頭供奉官、并州晋陽県の人、ソグド系武人安審琦の次子(「安守忠墓誌」、『鴛鴦七誌齋蔵石』)。	A S1				
		944/?	(69) 羅彦 瓖 [924-970]	内殿直、幷州太原の人(『宋史』巻250、羅彦 瓖 伝。Z 表20)。	A S2				
		945/3	(70) 蕭處鈞	供奉官(『通鑑』巻284、同年同月乙巳)。					
		946/10	(71) 張暉 [?-964]	供奉官(『通鑑』巻284、同年同月。Z表10)、幽州大城の人(『宋史』巻272、張暉伝)。	D				
晋	帝	946/1	(72) 耿彦珣	供奉官(『通鑑』巻285、同年同月。Z 表12)。					
		946/?	(73) 陳光穂	供奉官(『旧五代史』巻125、高允權伝。Z表16)。					
		946/?	(74) 李漢瓊 [927-981]	内殿直、河南洛陽の人(『宋史』巻260、李漢瓊伝。Z 表20)。	В				
		942-946	(75) 張勲 [900-967]	供奉官、洛陽の人(『宋史』巻271、張勲伝。T 表 9)。	В				
		944-946	(76) 翟仁欽	東頭供奉官、「不知其何人也」(『新五代史』巻33、翟進宗伝。T表10)。	S2				
		936-943	(77) 李重進 [?-960]	殿直、先祖は滄州の人(『宋史』巻484、李重進伝)。	С				
		936-946	(78) 劉重進 [899-968]	右班殿直、西頭供奉官、幽州の人(『宋史』巻261、劉重進伝。T表7)。	D				
	?	936-946	(79) 翟守素 [922-992]	殿直、濟州任城県の人(『宋史』巻274、翟守素伝。T 表11)。	E S2				
		936-946	(80) 田仁朗 [930-989]	西頭供奉官、大名元城の人(『宋史』巻275、田仁朗伝。T 表11)。	С				
		936-946	(81) 康延澤 [912-969]	供奉官。蔚州の人(『旧五代史』巻91、康福伝)。北宋の「沙陀政権以来のソグド姓を持った将軍」(森部2010、pp.207-208)。	D S1				
後	高	946/?	(82) 周廣[?-977]	供奉官、應州神武川の人(『宋史』巻271、周廣伝。Z 表20)。	D				
汉		946/?	(83) 孔守正	東西班承旨、開封浚儀の人(巻275、孔守正伝。Z表20)。	В				
	祖	947/6	(84) 張廷翰 [917-969]	内殿直、東西班軍使、澤州陵川県の人(『宋史』巻259、張廷翰伝。Z 表20)。	С				
	L	947/11	(85) 韓訓	内殿直(『通鑑』巻287、同年同月丙辰)。					
漢	隠	947/?	(86) 張光贊★	西頭供奉官(「夏光遜墓誌」、pp.429-431)。					
	帝	948/4	(87) 時知化	供奉官(『旧五代史』巻101、後漢隠帝紀、同年同月。T表5、Z表12)。					

		948/4	(88) 王益	供奉官(『旧五代史』巻101、後漢隠帝紀、同年同月。T表5、Z表12)。	
		948/?	(89) 王繼濤 [?-964]	供奉官、河朔の人、(「宋史」巻255、王繼濤伝。T 表 8)。	С
		949/11	(90) 趙延希	供奉官(『冊府』巻997、外臣、征討、同年同月。Z表12)。	
後		950/1	(91) 張銖	供奉官(『冊府』巻435、将帥、獻捷、同年同月。T表5·Z表8)。	
	隠	950/11	(92) 孟業	供奉官(『通鑑』巻289、同年同月。Z表7)。	
		948-950	(93) 何繼筠	殿直、河南の人(『宋史』巻273、何繼筠伝。T表2)。「沙陀政権以来のソグド姓を持っ	В
			[921-971]	た将軍」(森部2010、pp.207-208)。	S1
		948-950	(94) 張永徳 [920-1000]	供奉官押班、并州陽曲の人(『宋史』巻255、張永徳伝。T 表 9)。	А
漢	帝	948-950	(95) 盧懷忠 [919-967]	供奉官、瀛州河間の人(『宋史』巻274、T 表1・9)。	D
		948-950	(96) 王繼勲	供奉官、陝州平陸の人(『宋史』巻274、王繼勲伝。T 表 9)。	Е
Ì		948-950	(97) 田欽祚	殿直、供奉官、穎州汝陰県の人(『宋史』巻274、田欽祚伝。T 表 1 · 10、Z 表13)。	В
		948-950	(98) 侯贇	殿前承旨、并州太原の人(『宋史』巻274、侯贇伝)。	
		0 10 000	[918-991]	SCHAPER TO THE CONTROL OF THE CONTRO	A
		951/1	(99) 蔣光遂	供奉官(『五代会要』巻29、契丹、同年同月。Z表10)。953の蔣光遠と同一人物?兄弟?	
İ		951/1	(100) 張令権	供奉官(『冊府』巻66、帝王、發號令、同年同月丙戌。Z表14)。	
		951/1	(101) 王殷	殿直(『冊府』巻66、帝王、發號令、同年同月。Z 表15)。『旧五代史』巻124の王殷とは別 人。	
		951/2	(102) 李演	供奉官(『冊府』巻435、将帥、献捷、同年同月。Z表8)。	
		951/3	(103) 咸師範	西頭供奉官(『冊府』巻48、帝王、従人欲、同年同月丁卯。T表1)。威師睿と兄弟?	
		951/3	(104) 咸師睿	東頭供奉官(『冊府』巻48、帝王、従人欲、同年同月丁卯。T 表 1)。威師範と兄弟?	
		951/3	(105) 孫仁安	供奉都知(『冊府』巻435、将帥、献捷、同年同月。Z表9)。	
後		951/3	(106) 張諲	供奉官(『冊府』巻435、将帥、献捷、同年同月。T表5、Z表16)。	
		951/5	(107) 馬彦勍	供奉官、不法により処死(『冊府』巻154、帝王、明罰、同年同月甲申。T表4)。	
	太		[?-951]		
		951/5	(108) 李誦	供奉官(『冊府』巻980、外臣、通好、同年同月己巳。Z表15)。	
		951/9		西頭供奉官。 邠 州平遙県の人、洛陽に家す(「王進威墓誌」、pp.476-479)。	Е
		951/12	(110) 梁乂	供奉官(『冊府』巻435、将帥、献捷、同年同月。T表3)。	
		951/?	(111) 劉廷譲	内殿直押班、先祖は涿州范陽の人、曾祖は盧龍軍節度の劉仁恭。盧龍の内紛を逃れて「避 難南奔」(『宋史』巻259、劉廷譲伝。Z 表20)。	D
	İ	951/?	(112) 馬仁瑀	内殿直、大名夏津の人(『宋史』巻273、馬仁瑀伝)。	С
		951/?	(113) 楊光贊★ [919-966]	殿直、分陜(陜西省陜県)の人(「宋故恒農楊(光贊)墓誌銘」、『宋代墓誌輯釋』所収)。	Е
		952/1	(114) 張令彬	供給官(『旧五代史』巻112、周太祖紀、同年同月丙寅。Z表17)。	
		952/2	(115) 蓋繼明	供奉官(『冊府』巻167、帝王、招懐、同年同月癸夘。T表5)。	
	祖	952/11	(116) 斉蔵琦	供奉官(『冊府』巻136、帝王、慰労。T 表 3 · 15)。	
		953/2	(117) 張懷貞	供奉官(『通鑑』巻291、同年同月。T表2)。	
		953/7	(118) 武懐贊	供奉官(『旧五代史』巻113、周太祖本紀、同年同月戊戌。Z表18)。	
		953/9	(119) 馬諤	供奉官(『旧五代史』巻113、周太祖本紀、同年同月丁酉。Z表12)。	
		953/?	(120) 蔣光遠	供奉官(『旧五代史』巻130、王峻伝。T表5、Z表7)。	
		951-953	(121) 邢思進 (122) 郭守文	供奉官(『宋史』巻261、陳思譲伝。T表5)。 左班殿直、并州太原の人(『宋史』巻259、郭守文伝。T表8)。	
		951-953	[913-963]		A
		951-953	[935-989]	西頭供奉官、太原の人。弟の慕容延忠も「歴内殿直、供奉西頭官都知」(『宋史』巻251、慕容延釗伝。T 表 8)。	А
Į		951-953	(124) 韓重贇	左班殿直副都知、磁州武安の人。(『宋史』巻250、韓重贇伝、T表2・8)。	С
	世	954/9	(125) 竹奉璘 [?-954]	供奉官副都知、失敗により処斬(『旧五代史』巻114、後周世宗紀、同年同月辛丑。 T表4)。	
		954/10	(126) 郝光庭 [?-954]	供奉官、不法により棄市(『旧五代史』巻114、後周世宗紀、同年同月已未。T 表 4 、Z 表 17)。	
周		954/?	(127) 尹崇珂 [932-973]	東西班都知、秦州天水の人、「後徙居大名」(『宋史』巻259、尹崇珂伝。 Z 表20)。	С
		954/?	(128) 張秉★ [913-972]	東頭供奉官。「本澶州衛南人」(「宋故内酒坊使銀青光禄大夫檢校吏部尚書兼御史大夫上柱 国権知揚州軍府事張府君(秉)墓誌銘并序」、「宋代墓誌輯釋」所収)。	С
		955/1	(129) 斉蔵珍 [?-957]	供奉官(『通鑑』卷292、同年同月癸未。T 表 6)。	
	_	955/?	(130) 董遵誨 [926-981]	東西班押班、涿州范陽の人(『宋史』巻273、董遵誨伝。Z 表20)。	D
	宗				

五代後周世宗朝をめぐる「だれが」「いつ」「どこで」―後周・北宋初のプロト・ナショナリズムに関する再考―(山根)

	956/7	(132) 蕭守彬★	西頭供奉官、父の蕭處仁は蘭陵の人(「蕭處仁墓誌」、pp.584-587)。	Е				
	957/11	(134) 康保裔	内殿直(「通鑑』巻293、同年同月戊子)、「河南洛陽人」(「宋史』巻446、康保裔伝)。	B S1				
	958/1	(135) 趙延祚★	供奉官。(「李従 職 妻朱氏墓誌」、p.600-603)。					
	958/9	(136) 索延助★						
	958/9			A				
	958/10	(138) 宋崇義★	東頭供奉官、汴州雍丘県の人(『旧五代史』巻123、宋彦筠伝、「宋彦筠墓誌」、pp.611-614)。	В				
	958/10	(139) 宋可言★	殿直、父は宋崇義(「宋彦筠墓誌」」、pp.611-614)。	В				
	959/11		所傅斯年図書館拓本所蔵)。					
	959/11	(141) 梁文誼★	閥門承旨(「後周石屋洞閣門承旨梁文誼為亡父母小子造羅漢象題記」、中央研究院歷史語言研究所傅斯年図書館拓本所蔵)。					
ш	959/11			A				
Щ	959/11	(143) 薬可勲★	西頭供奉官、并州晉陽の人(「大宋故曹州節度使妻弘農郡夫人楊氏墓誌」、『宋代墓誌輯釋』 所収)。	Α				
	959/?	(144) 李繼 偓	内殿直、大名元城の人(『宋史』巻254、李繼勲伝)。	С				
	954-959	(145) 曹彬 [932-1000]	供奉官、真定霊壽県の人(「宋史」巻258、曹彬伝。T 表 1 · 8 、Z 表 3)。「ソグド人である可能性が極めて高」い(西村2018、p.190)。	C S1				
	954-959	(146) 王晉卿 [907-973]	供奉官、東頭供奉官、河朔の人、(『宋史』巻271、王晋卿伝。T 表 1 · 3 · 8 、Z 表13)。	С				
	954-959	(147) 李崇矩 [924-988]	供奉官、潞州上黨県の人(『宋史』巻257、李崇矩伝。T 表 2 · 8 、Z 表12)。					
宗	954-959	(148) 曹翰	[924-992] 供奉官、大名の人(『宋史』巻260、曹翰伝。T 表2・8、Z 表8)。	C S2				
	954-959	(149) 潘美 [925-991]	供奉官、大名の人(『宋史』巻258、潘美伝。T 表 2 · 8 、Z 表12)。	С				
	954-959	(150) 王贊	東頭供奉官、澶州観城県の人(『宋史』巻274、王贊伝。T 表 8)。	С				
	954-959	(151) 梁迥 [928-986]	殿直、博州聊城県の人、(『宋史』巻274、梁迥伝。T表8)。	С				
	954-959	(152) 王 侁 [?-994]	東頭供奉官、開封浚儀の人、弟の王 僕 も供奉官に(『宋史』巻274、王 侁 伝。T表9)。	В				
	954-959	(153) 賀惟忠 [?-973]	供奉官、忻州定襄の人(『宋史』巻273、賀惟忠伝。T表9)。	A				
	954-959	(154) 魏丕★ [920-999]	右班殿直、相州の人(『宋史』巻270、魏丕伝。T表1・8、Z表13)。墓誌によれば「世 為燕人。後唐同光初(923)、徙家於鄴、今為大名人也」(趙2002)。	С				
	954-959	(155) 趙延溥 [938-987]	左班殿直、真定の人(『宋史』巻254、趙延溥伝)。	С				
	954-959			Е				
	960?			А				
?				С				
	951-959			A				
		[938-992]		A				
				Е				
		[908-958]		Α				
			- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	Е				
	939-954	(164) 李守節 [939-971]	東頭供奉官、并州太原の人(『宋史』巻484、李筠伝)。	А				
		957/3 957/11 958/1 958/9 958/9 958/10 958/10 958/10 959/11 959/11 959/11 959/11 959/11 959/2 954-959 951-959	957/3	957/3 (133) 田北嵩 供奉官 (下冊片) 巻106。帝王、惠氏、同年同月、乙麦(6)。 957/3 (134) 康保育 内陵直 (「通麗」 巻293、同年同月及子)、「河南洛陽人」(「宋史」 巻446、康保商伝)。 958/1 (135) 超延計★ 供奉官。「李祥職妻朱氏為誌」, p.600-603)。 958/9 (137) 索延昌★ 東面供奉官副都知、太原清原の人(「旧五代史」 巻65、索自通伝、「索萬進幕誌」、pp.605-608)。 958/10 (138) 宋宗贵★ 東面供奉官副都知、太原清原の人(『田五代史」 巻123、宋彦筠伝、「宋彦筠墓誌」、pp.605-608)。 958/10 (139) 宋可清★ 東面供奉官、宋延њの弟(「柔萬進幕誌」)、pp.611-614)。 959/11 (140) 聚方進★ 東面供奉官「未延助の第(「素舊連書誌」、pp.611-614)。 959/11 (141) 聚文武★ 田門秀旨 (長観石屋洞閣門承旨梁文前為亡父母小子遠羅漢象題記」、中央研究院歴史語言研究 所明新年図書館和本所蔵)。 東京 : 西西宗時斯年図書館和本所蔵)。 959/11 (142) 薬可勢★ 東面所所贈斯年図書館和本所蔵)。 959/11 (143) 薬可動★ 所報》(144) 東京 大名元城の人、「大宋故曹州節度使妻弘農郡夫人楊氏嘉誌」、「宋代嘉誌輔釋」所収)。 959/11 (143) 薬可動★ 所報》(145) 所報》(145) 曹様 内政直、大名元城の人、「「宋史」 巻254、曹枢伝、下麦1・8、乙麦3)。「ソグド人であ 954/959 (145) 曹様 保奉官、東京霊壽県の人、(「宋史」 巻254、曹枢伝、下麦1・3・8、乙麦3)。「ソグド人であ 954/959 (146) 王等即 供奉官、東頭供奉官、河前の人、(「宋史」 巻257、李崇拒伝、下麦2・8、乙麦3)。「ソグド人であ 954/959 (148) 曹翰 (924/992] 供奉官、不名の人、(「宋史」 巻257、李崇拒伝、下麦2・8、乙麦13)。 954/959 (148) 曹翰 (924/992] 供奉官、大名の人、(「宋史」 巻257、李崇拒伝、下麦2・8、乙麦8)。 954/959 (149) 添美 東面供奉官、流州組城県の人、(「宋史」 巻274、王賛伝。 下麦2・8、乙麦8)。 954/959 (145) 香2 東面供奉官、流州関城県の人、(「宋史」 巻274、王賛伝。 丁麦8)。 東面供奉官、温州関城県の人、(「宋史」 巻274、王賛伝。 丁麦8)。 東面供奉官、清田談義(6) 人、弟の子(6) (142) 王賛 東面供奉官、清田談義(6) 人、第中任奉官(「宋史」 巻274、王賛伝。 丁麦9)。 54-959 (154) 劉福本 東頭供奉官、茂田(7年史) 巻270、魏本伝。 丁麦1、8、元 (142) (前2002)。 954-959 (155) 劉福康 東面供奉官、太原の人、(「宋史」 巻257、與元補伝、丁麦1」)。 951-959 (156) 劉福斯 東頭保奉官、太原の人、(「宋史」 巻254、野」の第456。 丁麦1) 西瀬供奉官、太原の人、(「宋史」 巻257、現元補伝。 丁麦1」。 (157) 韓上初本 東頭供奉官、太原の人、(「宋史」 巻257、與元補伝、丁麦1」)。 951-959 (156) 劉福本 東頭供奉官、太原の人、(「宋史」 巻257、野元補伝、丁麦1」)。 951-959 (156) 劉福斯 東頭供奉官、京本の人、(「伊皇 巻35、) 泉元都伝。 丁麦1」 西頭供奉官、京本の人、(「宋史」 巻252、美元伝。 丁麦1」)。 951-959 (156) 劉福東 東頭保奉官、京本の人、(「宋史」 巻252、兵五公氏。 丁麦1)。 951-959 (156) 劉福東、 (東西県市・京本の人、(「宋史」 巻252、美元公氏。 丁麦1)。 951-959 (166) 京韓里、東頭保養官、大原の人、(「宋史」 巻252、夏春252、夏春252、夏春262)。 東頭保養官、京本の人、(「宋史」 巻252、夏春262)。 東京 (164) 李章 (164) 李章 (164) 李章 (164) 李章 (164) 李章 (164) 李章 (164) 李章 (164) 李章 (164) 李章 (164) 李章 (164) 李章 (164) 李章 (164) 李章 (164) 李章 (164) 李章 (16				

<凡例>

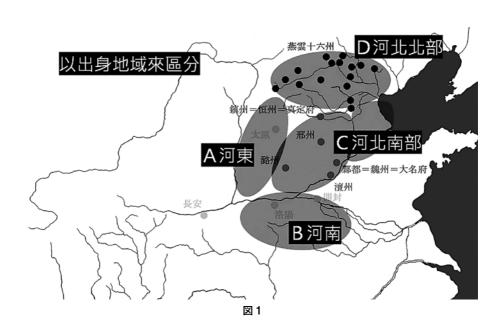
- T表1~11=友永植氏の整理に基づくもの(友永1983)。
- Z表7~17、Z表20= 趙雨楽氏の整理に基づくもの(趙雨楽1993、pp.31-79)。
- ○★=墓誌など石刻史料の知見に基づくもの。主に周阿根『五代墓誌彙考』(黄山書社、2012年)に依拠し、備考ではその頁数も記した。
- ○出身地域区分= A 河東出身、B 河南出身、C 河北南部(十六州以外、昭義・成徳・魏博・河陽三城節度使)出身、D 河北北部(燕雲十六州)出身、E その他地域の出身。
- ○民族区分= S 1 諸研究やその姓(安・康・米姓)からソグド系と確定できるもの、S 2確定できないがソグド姓(石・史・何・曹・羅・畢・翟姓)であるもの。

表2 五代の側近官の出身・民族集計

\				出	身	地 域	Ì.			民	
		河東 A	河南 B	河北南部 C	河北北部 D	その他 E	不明	各帝 総計	各朝 総計	ソグ 確定 S1	ド系 姓 S2
後梁	太祖		1				7	8	13		1
1次米	末帝						5	5	13		
	荘宗				1		5	6			
後唐	明宗	2	1	2			13	18	33		1
1久/日	閔・廃	1		1	1		4	7			1
	?					2		2			
	高祖	3	1				13	17		3	
後晋	出帝	3	2		3		5	13	35	1	2
	?			2	2	1		5		1	1
後漢	高祖		1	1	1		1	4	17		
7女侠	隠帝	2	2	1	1	1	6	13	17	1	
	太祖	2		2	1	2	19	26			
後周	世宗	6	4	12	1	2	8	33	62	3	1
	?	2		1				3			
王朝不明		2				2		4	1		
総計		23	12	22	11	10	86	16	64	9	7

凡例

○ソグド系と思われる人物について、諸研究の成果や安・康・米姓であることから確定できるものはS 1の記号で「確定」に、石・史・何・曹・羅・畢・翟姓だが確定できないものはS2の記号でソグド「姓」 に算入した。



呼ぶ もむしろその 0 例に倣えば、 0) 即して、 が 適切ではないか。 これを確認してみよう。 出身地に基づい 後周、 少なくとも世宗朝は、 次節では郭威 7 河北 (南 柴栄の 部 民族的特色より 政権」 後 訚 一両帝 とでも

歳

だれが?② 後周太祖 世宗

う。 る。 かし 者であった彼の四人の妻に関するものであ かもついに改姓しなかったことが論点とされがちである。 来後周 まずは太祖郭威に関する歴史的な二つの疑問を確認しよ 他にもなお つは彼の父親に関するもの、 卷二二が 両帝といえば、 両帝については考察の手がかり 周祖四娶皆再醮婦」と題する、 柴栄が養子として帝位をつぎ、 いま一つは趙 が潜ん 全員が 翼 廿二史 再婚 で

は那 り、 しており、 彼の父郭簡 入った人物であり、 太原に徙る。 死 旧 王事に歿す」と記すことと考え合わせれば、 した軍 の人であるとともに 州堯山の人である。 五代史』卷一一〇、 が李克用の 将であっ 本紀が先の記述に続いて「帝 居ること何も無くして皇考 燕国 「内牙愛将」で、 すな |冊府| 後周太祖本紀によれ ち早く太原の沙陀系勢力の わ 元亀』巻一、帝王部、 ち 河 北 北部 順州刺史に登ったと iの勢力との 燕軍 生れて三歳、 -の 陥 ば、 郭簡 帝系では 太祖 す所と為 戦 傘下に は河 郭 V で 北 威

> その場合彼らは元来潞州の人で、 と思わせる。 故人常氏に依る」とあり、 た父を持つ常思のみ「太原の人」と記されたと思わ れら郭威の実父常氏と故人常氏、 お呼ばわるに叔母と為す、 して入覲せ遣め、 東牙将」の父を持つ太原の人である常思について「太祖 も記している。 ふれたものでないことから同族と見るのが妥当であろうし、 なりし時、 派の時 (西暦九二二年前後) 季父を以て思を待す。即位するに及び、 また、『旧五代史』巻一二九の常思伝では、 実父常氏の 太祖 之を拜すること家人の禮 其の恩顧 実父もまた壺關県 詳細は明らかでない のこととして「吏を壺關に避け、 郭簡同様に河東軍 さらに常思は、 是の 如し」とある。 (路 が、 常姓があ 州 0 如く、 其の 'n 将となっ 郭 0) ;威十八 う妻を 人か 河 ń 仍

りも 親子、 河北南部 年期の郭 半生との関連や地縁の深さで見るならば、 早く河東側に参入し栄達の機会をつかんだの 河北南部 邢 郭威の出身をこのように見直すことで、 州 河 東の人、 ならびに常思親子であった。 へと向かう途上に位置する。 威が多くの事 潞州は河北道・ へと拡大するという軍事的動向の下にあ あ Ś ١, は太原の人と言うべきでは 跡を残した潞州 河東道の境界にあたり、 本貫としてでは 思うに、 は、 彼に関 郭威は邢 太原から が、 河 とり な って、 する第二 郭 東 なく、 小の勢力 南 州などよ 簡 わけ青 下して いち 0 威 が

疑問、 父母からは節度使こそ再婚相手にふさわしいとされなが の人柴氏 四人の は唐荘宗の嬪御であったが、 妻につい ても、 新たな知見が導か 荘宗没後に n る。 帰 邢 郷

て母

の郭氏に適するに隨う、 方で同本紀では、

故に其の姓を冒すか」

との

選説

郭威について「本と常

氏の子、

幼くし

霊壽 州牙将」の夫婦に養育され、「里人」劉進超に嫁いだが契丹 逼 郭威の知遇を得た当初、容易に彼には従わなかったため 威に嫁いだ (『旧五代史』巻一二一、楊淑妃伝)。 度使王鎔の一妃となったが、 楊氏は鎮州真定の「良家」の 郭威を「貴人」と見て嫁いだ(『東都事略』巻二、張永徳伝)。 の言を受けている(『宋史』巻二五五、楊廷璋伝)。 (恒州)の人董氏も父母を王鎔敗死の戦乱で失って、「潞 人で、 彼の敗死の後さらに遍歴して郭 勢力を保っていた成徳節 なお彼 女は 小恐

という特定の地域 り」と批判 であったと思う。 は彼女ら全員が再婚者であることを「亦た解すべからざるな 前夫より劣る存在であった郭威と再婚したのであった。 進攻する中でそれらを失い、 安定した家庭を得ていたものの、 の時」(『旧五代史』巻一二一、 すなわち四人はいずれも五代初期、 的に総括するが、 が陥った、 その背景にあるのは、 自身または周囲から見て当初 権力の真空状態と戦乱の惨禍と 楊淑妃伝)に相応の嫁ぎ先や 河東・契丹の勢力が同地 河北南部で「河朔全盛 河北南部 趙翼 13

た郭威の眼にとまることになる(同書同巻、

張貴妃伝)。

V)

していた「幽州偏将」の子に嫁がされ死別した後、太原に の下で要職を務める父を持ったが、その敗死後に太原に居住 五代史』巻一二一、董徳妃伝)。恒州真定の人張氏も、 の南進で先立たれ、

同郷の楊氏を通じて郭威に嫁

いだ(『旧

略取した、というのが真相ではなかったか。

王鎔

間 。 の 東氏は 融合渠道」と見なした(岳二〇一六、九二頁)。 聯姻 すなわち婚姻関係の締結を、 河 東 しかし、 河 北

> 時、 だと思う。 する異説についても、 成立の時点まで河東の側が一貫して優位にあったと解すべ 0 五代史』巻四六、末帝紀上)。こうした先例もふまえて郭 鎮 例を見れば、「聯姻」も決して対等なものではなく、 州平山 母魏氏とともに明宗に捕らえられたためであった(『旧 の人李従珂が後唐明宗の養子となったのも、 推測の域を出ないが、あるいは郭威自身の父に関 母王氏と威の母子を河東の軍 将 十歳 後周 き が 0

後唐以来の諸帝が全き沙陀系=河東の人で、 してでなく河東からの征服者として得ていたこと、に尽きる。 原の人と見るべき人物であったこと、 られた知見とは、郭威は河北邢州堯山の人というより河東太 以上、郭威自身の出自と彼の妻たちとの関係を見直して得 彼は妻たちを同郷者と 逆に柴栄には

3 だれが?③ 後周両帝とその側近官の 関

渡的な存在であったと言えよう

確認したいのは、 をふまえ、 の中心を占めた政権であった。 後周世宗朝は五代において、 後周政: 治史、 即位前の柴栄の立場である 特にその君臣関係を見直そう。 前節までに見出したこの 初めて河北出身者が君 臣双方 事実

争いのような障害を柴栄は回避できたわけだが、それでも皇 えども柴栄は実質唯一の後継者であった。 後漢末の政争で実子すべてを失った郭威にとって、 後唐荘宗の 養子と

であろう。

郭威 太子・ 格を総括して「上(柴栄)藩に在りしとき、多く韜晦に努む 年(九五三)正月)。『通鑑』が柴栄の死を記す場面でその の入朝を盛んに妨害したという るのも、こうした状況に対応した彼のふるまいを指したも (同書巻二九四、 の元同僚で後周建国の元勲、 節 度使時代の彼が一切を自由にできたわけでは 顕徳六年 (九五九) 六月癸未) と書いて (『通鑑』 枢密使の王峻などは、 卷二九一、 広順 な

師

地の人々がともに河北を郷里とする同郷結合を-養父郭威もかつてそこで同じ任にあったこと、そして彼と現 異なのはその場が対契丹防衛の前線たる澶州であったこと、 るというのは、 は養父郭威からの手引きによって集った者が、 合以上に 人的結合が即位後の幕僚の人的構成にも色濃くひきつが て把握したところの三班使臣の陣容であった。 その彼の下へ、 持ちえたことである 歴史上珍しいことではない。柴栄において特 あるいは彼自身との知遇によって、 先に表1に 皇太子時代 郭威の場 ある n お

ぞれが持った人的結合をうかがわせる、 なったのか。三班使臣からあえて離れ、 こうした条件の下、 L 奇妙に類似した逸話を紹介しよう。 字德修、 世宗朝の君臣関係はどのようなもの もとは商賈を業とした。 まったく別 即位前後の両帝それ 祖 個 業に鎮 0 ع

綾綿副使・搉場使を歴任した したとき、その身辺をとりしきった。 府元龜』 即位するに及んで、 卷七六六、

> 望みのひくいことか」。郭氏の後を承け即位するに及ん の税院に為れれば充分だ」。世宗は笑っていった、「何と 若しそなたが天子と為ったら、それがしの願いはみやこ そのたびに税官に座して利益をとられ 年も商賈をしているが、みやこを経由 若しもいつかそうなったらあんたはどんな官職をもとめ と江陵に赴き茶貨を販売した。 言ったように之にあたえた(『五代史補』 商賈の数月ぶんにもおよび、ひそかに之を羨んだものだ。 世宗が民間にあったとき、 **頡跌はなお健在であった。召見して、 !の)王處士は私が天子に為るはずだといっていた。** 言ってくれ」。頡跌氏はいった、「それがしは三十 附 かつて鄴の大商である頡跌氏 … (世宗が) いった、「 せぬことは 卷五、 つい 日のおさめが にかつて 世

間 商」であろうとも五代の中央権力とは一定程度隔 売・商税を管理する役職についた、逆にいえば、 であり、 ていよう。 北有力者の してあえて記録されているのは、 の存在であった。 ここに登場する李彦碩 かつて交友を結んだ両帝の登極によって初め 政権中枢への参加が例外的であったことを意味 李彦碩・ ・頡跌氏の二人は、 **頡跌氏ふたりのこの説** 後周以前、 ともに鄴 彼らの v てられた民 かに ような河 話がこう 0) で専 商 大 人

ここで重要なのは両者の相違である。 記述上、 李彦 碩 は 郭

に在」った時からの交遊であり、 威が節度使となってからの関係が知られるにすぎない。 点があろう。 に就くという宿願を達成できたところに、こちらの逸話の要 し頡跌氏と柴栄の 間はいかにもはばかるところのない その頡跌氏が 「京洛稅院 「民間 しか

土の 期に両者と類似する地位に登った人物の史料として、 その素性を知らせてくれる史料はない。そこでこれに近い時 李彦碩・頡跌氏両者とも管見においては、この記事以外に 「劉光贊墓誌」と、 同じく洛陽出土の「孫延郃墓誌」を 洛陽出

見よう。

劉光贊は、

八八八年生・九五三年没、李彦碩

頡跌氏と同

ている。

いる。 役職であり、 申の歳」九四八年、後漢朝の下で就いたのが渦口都商税使 までの間に、安陽・白馬・邢臺・洛汭の各地で「兵食を計り」 じく鄴の人であったが、礼楽を学んで後唐明宗朝以前にはす 李彦碩・ 「軍儲を料る」などの兵站を支える役職についた。 運の歳に至るまで」、すなわち明宗から後晋の出帝期に至る でに「本郷公府」に仕える立場にあった。「天成の年自り開 いわば五代の商税・専売税管理使職とし 頡跌氏の先達に当たる存在であった。 周初においても同様であったことが そして「戊 触れられ 劉光贊は 7

して荘宗を打倒するに及んだ時期である(『通鑑』巻二七四 府とする魏博節度使の反乱鎮圧に赴き、逆にその反兵と合流 その元年(九二六)に後の後唐明宗こと李嗣源が鄴を会 の職掌が具体的に記すに足るものとなった天成年間

> 河北鄴都出身である彼が参入して栄達を見たことと相関して まれ、かえって先に見た使職という活躍の場を得たことでは が、李嗣源による放伐とその後の過程で彼の勢力下に組み込 置判官、 八 なかったか。 いると思う。そして孫延郃もまた魏州の館陶県出身で、 いることも、 ~二七五、同年二月、三月、四月丁亥朔)。 、九六年生・九六〇年没、 転機とは、 晋州**攉**礬都務使、 汾陽郭氏・太原王氏という河東の女性を娶って 河東出身者を中心とする明宗朝以降の各朝に、 いまだ鄴の「本郷公府」 滑州糧料使、 おそらくは後唐以 思うに劉光贊にとっ 黎陽発運使を歴任 に身を置 降に両池 てい た彼

呉麗娯氏の指摘する明宗期の これは河北の人士が関中その他の西方へ向けられたという、 れていたのであり、 頁)。そこでは彼らは後唐の領域的拡大に際しての尖兵とさ 的傾向の一例なのではないか 職として任じられたのは首都・ 注意すべきこととして、 決して首都開封の要職へ即座に起用され 劉光贊・孫延贊とも、 「河北人士之西行」という人事 (呉二〇一三、四〇五一四一三 央のものではな 財 政関連 0

の栄達を、 ||駕都糧料使に充てられている。 以上から筆者は、一見甚だ説話的・小説的な ところが世宗朝では、 孫延郃もここでようやく達成したのであ 孫延郃はまさに世宗 頡跌氏と同様の政 「世宗門ト」に、 0 北 征 K 権中枢へ 際して

隨

たわけではなかった。

世宗朝の歴史的実態が反映されていると考える。

役職でいえ

たことだったのである 至るまで、政権中枢への参画を河北南部の人々が果たすのは で雌伏の皇太子時代を送った柴栄の下でこそ可能となっ 班使臣から財政使職、 出自でいえば商人から知識 |人 || || || || ||

う。 ろう。 魏丕は よれ こうした苦境から逃れ河北南部に移った人々の一例であった 劉守光の築いた燕国が九一三年十月には李存勗の進攻によっ 住していたことが明らかとなった。九二三年の同地といえば、 の争奪が繰り返される状況にあった。思うに魏丕の一族とは て崩壊し(『通鑑』巻二六八、同年同月)、以降河東と契丹と いる人物だが、この墓誌によって燕すなわち河北北部から移 公の名を知り一見して甚だ喜」んだという(趙二〇〇二)。 鄴に徙し、今大名の人と為るなり」といい、柴栄との邂逅 ついては ここで改めて表1中の一人物、 彼の墓誌は一九九九年に孟津縣で出土している。これ ば魏丕は「世よ燕人為り。 澶州において柴栄はこうした人々を積極的に収容し、 『宋史』 「周世宗 巻二七○にも立伝され「相州の人」とされ 家嫡を以て澶淵に鎮するに洎び、 後唐同光初 魏丕(154) (九二三)、家を 0) 例を見よ 素より 7

> **養は事える所に忠である。昔、 屢しば吾が軍を挫いたものだ。汝ら宜しく之に効うべし」** 召見して殿前 (『通鑑』卷二九一、広順三年(九五三)正月丙申) 指揮使にあて、 左右にいうことには、 河中に在りしときには、

た際、 馬仁瑀 (表1、112) 事実、即位直後の柴栄が契丹・北漢の連合軍を前に窮地に陥 に生まれその地の諸勢力を遍歴したという馬全義 ころ後周の軍事力の中核は彼らが担っていたのであり、 その前歴を問うことなく尊重しなければならかった。 柴栄の両者とも、 というのは、 光・河中節度使李守貞らの帳下をわたった人物であった。 この一件からも、筆者は後周に固有な状況が見出せると思う。 の殿前都点検、宋太祖となる趙匡胤 であった郭威に仕えて世宗の下でも内殿直を務めた大名の人 に身を投じたという(『宋史』卷二七八、馬全義伝)。 守貞討伐に向かった郭威の軍勢に夜襲をしかけて苦戦させた 馬全義は幽州薊県の人で騎射を善くし、天雄軍節度使范延 決して彼のみに見られるものではなかったからである。 見して寛容な名君にありがちな故事と思われるであろう 奮戦して彼を救ったのがこの馬全義であり、 当の郭威が語った通りであり、 河北から連れ来たった彼のような人材を、 であり、 そして、 で あ 幽 0 その後柴栄の下 州固安の た (『通 鄴 0) 人で後 前半生 郭威 都留守 実のと 河北 っ 李

強化の成果として理解されてきた世宗朝の軍事的力量を、 以上、 本節での筆者の考察はあるいは、 これ まで五代禁軍 世

将

0

間で以下のようなやりとりが交わされ

(柴)

もと李守貞の騎

であった馬全義も、 鎮寧節度使の

栄に従って入朝した。 栄が入朝すると、

帝

(郭威

は + ようやく実現された際、

郭威と柴栄、そして馬全義なる

部

二九一、

建徳元年

(九五五)

三月庚

寅)。

ところで広順三年

(九五三)、

先にもふれ

た柴栄の入朝

が

Ŕ

その陣容を充実させたと言える。

であったととらえるべきではないか。こうした認識を前提とない。しかし、五代後半の河北一帯は、実は従来の研究史にない。しかし、五代後半の河北一帯は、実は従来の研究史にない。しかし、五代後半の河北一帯は、実は従来の研究史において長らく等閑視されてきた。すなわち日野以来の藩鎮史おいて長らく等閑視されてきた。すなわち日野以来の藩鎮史おいて長らく等閑視されてきた。すなわち日野以来の藩鎮史おいて長らく等閑視されてきた。すなわち日野以来の藩鎮史おいて長らく等閑視されてきた。すなわち日野以来の藩鎮史おいて長らく等閑視されてきた。すなわち日野以来の藩鎮史おいというには、五代後半の河北一帯は、実は従来の研究史にない。しかし、五代後半の河北一帯は、実は従来の研究史にない。しかし、五代後半の河北一帯は、実は従来の研究史にない。

4)なぜ? どこで? 再び、なぜ?――反契丹感情の在

よう。

しながら、次節以降では、世宗朝に関する他の問題を展望し

感情であったと思われる。いま、『通鑑』巻二八六のこれにる情であったと思われる。いま、『通鑑』巻二八六のこれになぜ」は、歴史学では本来避けるべきものである。しかして各地に広がった反抗活動、そしてそこに醸成された反契丹で各地に広がった反抗活動、そしてそこに醸成された反契丹で各地に広がった反抗活動、そしてそこに醸成された反契丹で各地に広がった反抗活動、そしてそこに醸成された反契丹で各地に広がった反抗活動、そしてそこに醸成された反契丹で各地に広がった反抗活動、そしてそこに醸成された反契丹であったと思われる。いま、『通鑑』巻二八六のこれに「なぜ」は、歴史的事象の因果関係を単一の理由から問うものとしての歴史的事象の因果関係を単一の理由から問うものとしての

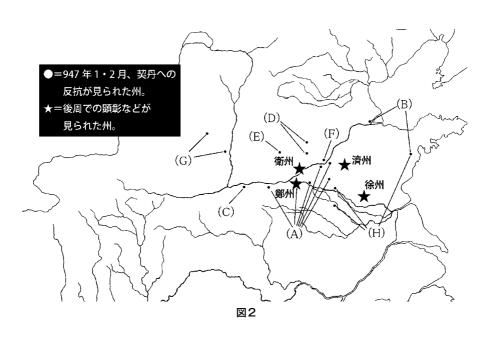
関する叙述を列挙すれば以下のようである。

「打草穀」などの収奪に対して「東西両畿より鄭

- を逐わんことを思う」(九四七年正月)。是に於いて内外怨憤、始めて契丹に患苦し、皆な之滑・曹・濮に及ぶ数百里の間、財畜 殆ど盡く。…
- 右)。 唐 (南唐) に奔る。淮北賊帥 多く命を唐に請う」(同) 密州・隷州の刺史が「皆 契丹を避け、衆を帥い
- 乃ち吾屬 奮発の秋なり」(同二月)。 部将が自立。呼びかけの語は「今胡虜 華を乱す、(C) 契丹任命の保義節度副使(陝州)と宦官が殺害され、
- を殺害し自立(同右)。(D) 磁州と連絡を取りつつ相州で「賊帥」が「契丹数百」
- て来降す」(同右)。(E) 昭義(潞州)留後、「契丹の使者を殺し、鎮を舉げ
- 城に據る…」(同右)。 しみ、賊帥王瓊 其の徒千餘人を帥い、夜襲して南(F) 澶州でも契丹人節度使に対し「澶州の人 之に苦
- (G) 延州・丹州でも契丹任命の節度使、刺史が駆逐さ
- | 契丹主 左右に言いて曰く『我知らず、中国の人の(日) 「東方群盗 大いに起り、宋・亳・密三州を陥す。

以上、特に傍線を引いた部分に顕著な、異民族の侵略に端制し難きこと、此の如し』」 (同右)。

ない。 れらの 契丹の 後唐時 は、 は反抗が見られない。 垣と、 黒水靺鞨の勢力がおそらくは海上をへて到来していたことが では反抗の広がりが見てとれる。 トを付しているため分散的だが、 たためであろう。 こで」見られた事態であったかを検証しよう これらの叙述も再考の俎上にあげなければならない。まずは、 契丹と対峙するものを 増淵龍 族から共感や共鳴を寄せられるものであったことは、 した宋末元初 を発する漢人のプロト・ナショナリズムの が見られるのは一 が現在 後 一然ながらその広がりは つつ勢力の温存に務め、 の持つ価値を改めて見出し から まず、 代に 0 南 夫によって指摘されている 通 ずれも同じく「外敵」 澶淵の盟 進とともにこの地域にもその手が及ぶという事態 Ĥ お の研究状況と本論のここまでの論証から言えば、 東南の昭義 0 いて確認され 人胡三省、 0) の記述を地図上に整理し、 叙述が、 対して、 (一〇〇四年) 見意外かも知れないが、 これは同地 「中国」と概括した (潞州) 日 図においては各州の州治にポイン 同 中国 (高井二〇一六、七 |本支配| 契丹側の進入をわずかにとどめ 書 0) 0 『通鑑胡注表微』 前後にも見られており 注釈 山東半島沿岸周辺にも広が 特に開封より をのぞいて、 脅威の下にあった漢人・漢 (増淵 全体などというものでは 帯では劉知遠が情勢を静 下 の北 『資治通 一九八三)。 北京で 興起を物語 『通鑑』に始まる この興起が 契丹に服属する (図2参照)。 Ŧi. 河東の領域 **選音注** 『資治通鑑音 「東方」 頁)、 を著した陳 つ また、 を残 たこ \widehat{H}



馬光 『涑水記聞』巻六、愛宕一九七四、七〇~七一頁)、 地勢

的にはむしろ不自然ではない。

接的に被り、 要な南進路であったことと相関するのではないか。そこは 貫き開封に達するルート状の分布は、まさにこれが契丹の主 あった。先掲表1の人物中にこうした活動を探しても、 河朔三鎮の解体や燕雲十六州の割譲によって、契丹南進を直 思うに (A) (D) (E) (F) と、 契丹と後晋の対決が最も熾烈となった空間で 燕雲十六州から南 苝 を

らに異なる角度からその具体像をとらえたい。ここでの反抗 は、単純ながら相応の蓋然性を認められるだろう。しかしさ 契丹との対決を世宗朝が選択する背景となった、と見ること いたのだろうか の対象たる契丹は、 こうした河北南部の地をいわば揺籃とすることが、やがて 具体的にいかなる存在として認識され

第二代皇帝太宗 とを指摘する。そこで一例とされていたのが、契丹(遼)の 代史輯本發覆』(陳一九三七)がつとに指摘した「戎王」の であった。いま陳垣による整理と、陳尚君『旧五代史新輯會 わる語についての『旧五代史』への後世の改竄が甚だしいこ 語である。同書は そこで手がかりとなるのが、陳垣の書誌学的論考、『旧 (耶律堯骨、徳光)のみを表すというこの語 『冊府元龜』との校勘によって、民族に関 Ŧi.

> 證 0 ふまえた新たな考証を参照すると、 記述として、以下のような「戎王」の用例が確認できる。 (復旦大学出版社、二○○五年) での新出土史資料まで **「戎王已帰本国」(巻八四、晋少帝本紀四)** 散逸以前の 旧五代史』 開運三年

「戎王至闕」(巻八九、 桑維翰伝)。

(九四六) 九月)。

· 戎王犯闕」(巻九四、 潘環伝)。

開運末、北戎犯闕、 「戎王入汴」 (巻九七、 …。及戎王北帰」 楊光遠伝)。 太

祖本紀、広順三年(九五三)二月癸丑

も鎮州元氏県で、というように、その出身地や民族に関わら

は鎮州常山県で、張鵬(4)は澶州で、

羅彦瓌

契丹への反抗の舞台はいずれも河北南部であった。

·聞戎王巳斃」(巻一二四、何福進伝)。

おいては、元々この語はあまり見ることができず、「契丹主 るものの、後世の改竄を現在では退けることのできる史料に 方で『新五代史』や『通鑑』など、宋代人による編纂ではあ 彼らの立場が記述のあり方にも関わっていると思われる。 翰伝および巻九八の趙延壽伝であり、遼太宗に対面 これら以外に「戎王」の語が頻出するのは、 「北虜犯闕、…俄而戎王卒」(巻一二六、馮道伝)。 卷八 九 していた の桑維

すると、以下三例の「戎王」に関する記述を見出すことがで が、宋代の編纂史料ではすでに何らかの規制を施されたもの であったと考える。そこで五代での用例を求めて墓誌を確認 れた、時人の感情・心性をより率直に表現した語句であった 以上から筆書は「戎王」の語とは、まさに同時代に 用 いら などの語が用いられている。

などによって確認している。 彙考』(黄山書社、二○一二年)に基づきつつ、現存の拓本彙を、なおこれら墓誌の記述はすべて周阿根氏の『五代墓誌

①「至天福八年(九四三)、幽州道行営右廂都指揮使を授 後晋滄州刺史、 纔かに興れば戎王 将に黠虜を平らげんとし、 (「王廷胤墓誌」。 墓主は太原 撰者は郷貢進士の蘇畋 八九一年生 已に遁するは、 —九四四年没、 中原を静めるを冀う。 (図1の地域区分A) 蓋し公の武威なり 九四五年四 の人、 戈甲 月

2 刺史、 邑三百戸を除授す。…便ち戎王の帰国するに値 東都部署使と為す。南朝に至り、因りて宿州団 臨朝す。 揮使に充つ。 者は前攝齊州防禦巡官郷貢進士の劉徳潤)。 鳳墓誌」、墓主は冀州棗強の人(地域区分C)、 「…遂に潜みて北朝皇帝に奔投す。 九一三年生 覃恩に遇うと雖も、 …属たま晋の義に負く有り、法駕 —九五三年没、 例ね僞命と為す。 九五五年二月埋葬、 …幽州關 南巡検都 後周單州 …」(「趙 線使、 南巡 漢帝 食 指

③「:晋少主 彦筠墓誌」、墓主は河南の人(地域区分B)、 杜公の戎王を滹川に拒むに充つ。:元帥 駕に従いて京に還り、再び鄧州節度使を授く。 九四五)、 九 五六年没、 猶お力戦するがごとし。 戎王 詔赴闕、 親ら黎陽に至る。 九五八年十月埋葬、 授北面行営諸道歩軍都指揮使、 韶せられて行 其の忠節を慕う」(「宋 撰者は前攝潁州潁上 已に降り 八七九年生 闕に赴き、 二年

県令の高弼)。

ŋ 契丹皇帝への呼称が「北朝皇帝」から「戎王」へと転じてお の記述でも「戎王」が遼太宗を指すのは間違い のと思われる。③でも墓主は「滄・貝・邢州に鎮し、 特に②では墓主趙鳳が「北朝」=契丹側に属した時期と、そ て漳河に至り」、 の北帰の際残留し「南朝」=後漢・後周側に属した時期とで、 る過程を記す。②③はまさに契丹進攻の過程を記したもので、 (1) 先行する何らかの複数の記述に基づきつつ執筆され は契丹の南進以前、 契丹に対する防戦に当たっていた。 契丹と後晋が一 退の攻防を続け な 巡検し ・ずれ

なく、 表したものと思われる。 ズだったのでは り彼らの「侵攻」を受けた現場の憤怒あるいは蔑視の感情 の含意をも思わせる語に対置された「戎王」の語とは、 の王」に対して、 である。 て重要なことは「戎」の語にうかがわれる中華思想などでは 二○○八)。その自称をふまえた「北朝皇帝」という、 ていたことは、 宮殿まで侵入したものの北れて帰り、 北朝」の語が五代後晋において契丹(遼)人側の自 墓誌②の例 先の『旧五代史』での用例もふまえればこの言葉は 彼と接触した地域を中心に叫 「戎王帰国」にも現れる、 すでに明らかにされてい あえて強調しておくが、 途上で死んだ異民 その定型性なの ばれ る 本論にとっ たフレー (趙・李 称とな やは 尊重 を っ

外怨憤」「皆な之を逐わんこと思う」との表現には、たしか『通鑑』の叙述が説く契丹の開封占領に対する敵愾心、「内・』

宋代人司馬光の歴史観であることを免れないだろう。 宋代人司馬光の歴史観であることを免れないだろう。 宋代人司馬光の歴史観であることを免れないだろう。 宋代人司馬光の歴史観であることに過ぎず、開封占的かつ従属的な華北支配者を擁立することに過ぎず、開封占的かつ従属的な華北支配者を擁立することに過ぎず、開封占れる (Standen 2005)。彼の失敗を強調する『通鑑』の叙述は、やはり「漢人」「中国人」のプロト・ナショナリズムに立つ、やはり「漢人」「中国人」のプロト・ナショナリズムに立つ、やはり「漢人」「中国人」のプロト・ナショナリズムに立つ、 中はり「漢人」「中国人」のプロト・ナショナリズムに立つ、やはり「漢人」「中国人」のプロト・ナショナリズムに立つ、保代人司馬光の歴史観であることを免れないだろう。

に、後の王朝にとっては時として御しがたいものだったのかけず、で多元と呼ぶべきものは、後に『通鑑』その他の宋代人のいわば、巨大な脅威ではあるが打倒可能な、具体的存在として、であった。これを叫んだ同時代人の地域主義、リージョで、であった。これを叫んだ同時代人の地域主義、リージョンが、巨大な脅威ではあるが打倒可能な、具体的存在としいた。そうした顛末を目撃した人々の間には、それがで客死した。そうした顛末を目撃した人々の間には、それがで客死した。

避け、衆を帥いて奔唐(南唐)に奔る。淮北賊帥(多く命を反契丹活動のうち、(B)密州・隸州の刺史が「皆な契丹をと考えられる。先に見た九四七年正月から二月までの諸州のり、また彼の登極時点において合理的なものともなっていたり、また彼の登極時点において合理的なものともなっていた「北南部に共有されたであろうこうした感情に沿うもので河北南部に共有されたであろうこうした感情に沿うもので河北南部に、柴栄が契丹との対決を政治的に選択することは、一方で、柴栄が契丹との対決を政治的に選択することは、

も知れない。

先の政治的選択を魅力的なものにしたと思われるからである。 丹への応戦においてより広域的に対応しうる勢力が各道各州 程の具体像は、名君と評される柴栄の治世の成功を「い う広域からの支持を得ることを可能とするに至った。その過 ら淮北をいまだ直接的支配下に置けずにいた後周にとって、 からの支持を得られる事態となったことを示し、特に山東か 終わった(『通鑑』巻二八六、同年正月)。しかしこれ じる余裕がなく、「唐主 亦た之を悔」やんだ、 過程としては、この時点では南唐側が閩国福州を攻 合を考察する上で、 河北南部の人々が数多く集った後周王朝は、かくていっそ 重要な問題をはらんでい . る。 との 略 お結果に 中で応 0))歴史

5) いかにして?——在地自衛団「盗」の包摂

して」と問い直すことに関連する。節を改めて考察しよう。

五代の名君としての後周世宗柴栄はしばしば、後唐荘宗李五代の名君としての後周世宗柴はしばしば、後唐荘宗李五代の名君としての後周世宗柴はしばしば、後唐荘宗李五代の名君としての後周世宗柴栄はしばしば、後唐荘宗李五代の名君としての後周世宗柴栄はしばしば、後唐荘宗李五代の名君としての後周世宗柴栄はしばしば、後唐荘宗李五代の名君としての後周世宗柴栄はしばしば、後唐荘宗李五代の名君としての後周世宗柴栄はしばしば、後唐荘宗李五代の名君としての後周世宗柴栄はしばしば、後唐荘宗李五代の名君としての後周世宗柴栄はしばしば、後唐荘宗李五代の名君としての後周世宗・東京では、「はいる君としての後周世宗・東京では、「はいる」といる。

唆的な相違点にふれている。すなわち柴栄の体調の急変からだが『通鑑』の撰者司馬光は、同じく両帝を対比しつつ示

唐に請う」たというのは、

以降、

後漢・後周の政略

や国

るが、

帝

王

0)

価値を人格に置く平凡な皇帝

観であるかに

筆者がこれに注目するの

は、 各地

それが先に見た遼太宗

開封占領・北帰以来盛んとなる、

0

盗

0)

対応に

関 0 映 る。 その 宗を「戦を善くする者なり」としつつも後年 月には、 るなり」と批判し、 「誠に用兵の術を知るも天下の道を為すを知らざるが故に 豊に荘宗と同 死までを記す『通鑑』 同じく「英武」と称される後唐荘宗と比! 日に語るを得んや」と賞賛しているのであ ひるがえって世宗について「其の宏規大 卷二九 四 顕徳六年 \dot{O} 統 治の 九 較 五. 乱 て、 九 n 荘 由 を

盗に応じた」として一度に十七村の村民が斬に処される事態 遠は当初融和的姿勢を見せた。 二八六、天福十二年 島にまで広がった「盗」「賊帥」などの自衛集団 方に盜賊多く、朝廷 連すると思われるからである。 契丹への反抗に端を発して河北南部 之を患う」として厳罰化に舵を切り、「賊 (九四七) 二月) に対し、後漢高祖劉 しかし同年八月には から開封周 (『通鑑』 辺、 時に Ш 東半 辺 知

う共通の排撃対象が一時的にせよ退いた後、

お

ける自

「衛勢力の興起に対して統制

策に出

たも

のの

後漢はこうした

かえって広域的統治に矛盾を来していったと言える。

さえ出来した(『通鑑』巻二八七、

同年同月乙未)。

契丹とい

周

な対応である。 ②別の るが、後周にお るが、 整備 なかったと思われる。 後 漢に代わった後周においても、 羽 生 九六五) お て特徴的なのはむしろ「 など、 広域的な治安維持にあたる巡検 統制策ももちろん継続 こうした事態は 賊」に対する柔軟 され 収 束 7 V 0 Ē

W

は彼の る中、 史任漢權屏盜碑」(顕徳二年 二五二、王晏伝)。なお、これと同様の顕彰碑については という(『通鑑』 ではこれを建設し、その郷里は た上で恫喝し、 使に任じられ、 軍節度使となる。 で契丹将劉愿の 軍に応募、 壮勇無頼」 衛州 徐州滕県の人王晏は「家は世よ力田するに、 また薬州掖県の 刺史郭進屏盜碑」 その郷里は彼の保護を以て「獲全」した。 「立錦碑」「徳政碑」の建設が懇請され、 奉国小: であ いったが、 「此に由り境内安静」したという。 かつての「同じく盗を為す者」を酒 「暴虐」にあって僚友とともに自立 巻二九二、顕徳元年八月・九月、 それが後周太祖によって郷里 校として陝州にあったところ、 人王景は、 (広順三年 後梁末に近隣が 九五 「家は世 「使相郷勲徳里」と改称し 五 (九五三))、「 よ力田するに が確認され 「他盜」 晏は の 実際世 後 契丹 武 後唐末に 『宋史』 民衆か 寧軍 周 席 略 7 少くして /支配 に招 奪され は V 宗 る。 節 た 刺 朝 5 V 度 下

その麾下に入ったのを皮切りに、 一帝に仕え、 契丹南進までには横海軍節度使に昇ってい 以降後唐荘宗・ 後晋高祖

う通

ŋ

南唐側へと傾く勢力が多数となる情勢へ転じていた。

に請う」(『通

鑑

卷二八八、

乾祐二 では、

年

(九四 北群

九

正

|月|| とい

出

先にもふれた淮

北地域

淮

盗

多く命を唐

で盗と為」った人物で、

後梁の

大將王檀が滑臺に

た際

事実こ

して個

関償す。

騎射を善くして生業に事えず、

里中悪少と結

なお、 として民衆には慕われたという(『宋史』巻二五二、王景伝)。 を加えられ入朝している。簡略な統治を心がけた彼は地方官 太祖郭威と交遊があったといい、郭威の即位に及んで兼侍中 契丹支配下では退けられたが、「契丹主 では虎捷都虞候に抜擢されている(同書同巻、王廷義伝。表 彼の子である王廷義も供奉官として迎えられ、 契丹を遁去させている。 彼はまた栄達以前 の欒城に殂くを聞 世宗朝 0) 周

1番号163)。

鄭県での自衛組織「義営」の成功にならうことが提唱されて 盗賊の処罰でなくその帰服の勧告を重視し、また同時に、新 がったことには、後周の達成した中央集権化と禁軍の強化が むしろ後に見るような山東半島方面への統治の拡大につな あった。無論、それが単なる群盗 包括的な方策も世宗朝では出されるに至るのであった。 いたように(『通鑑』巻二九三、顕徳四年(九五七)九月)、 前提として在った。そして、中書舍人竇儼の上疏において、 を問わず収容し顕彰したのが、 しては抵抗を示し、任地の防衛にも治績のあった人物を前 このような元 「盗」といった履歴と実力を持ち、 後漢と対比した後周の特色で への弱腰な妥協とはならず、 契丹に対

0

宗朝の公的な認識が示されていると見てよいだろう。そこに は以下のようにあった。

州) 巨野県に立てられた巨碑であったことを思えば、その意(®) 義を大きく見ることも了解されよう。 での斬刑が行われた濟州平陰県から遠からぬ、濟州 い。しかしこれを刻んだのが、先述した後漢において十七村 見して、空虚な儒教的スローガンと思われるかも 其の要を失し刑淫にして暴なれば、人心 人心 盗も亦た民なり。善悪の化、實に人に由る。 盗と為る。

令

嚴にして申し、 用って依り、盗 良民と為る。民は即ち盗 用って違い、 して淳け (のち鄆 知れ な

ついて見直せば、彼らがいずれも現地において契丹との 通し、兗州石氏・青州麻氏という五代山東半島の同 ら見直しても加えるべき部分は少ない。 や石刻史料の活用を十分に果たした内容であり、 在であったことが分かる。 に尽力し、 一九六八・愛宕一九七四)は、後の地域史研究のような手法 された、兗州の人石介や青州麻氏に関する かつて唐宋変革期の在地有力者の実像を把握するためにも 宋初にはいち早く科挙に応じて政権に参画 いま改めてこれらを 現在 研 究 族集団に した存 の目 (松井 い闘争 か

た、平陰県・巨野県のちょうど中間に位置する

州東平県(後: その早世が無ければ宋太祖が龍袍を着ることもなかったとま で言われる人物、 そして他でもない、世宗にとって最も重要なブレーンで、 枢密使王朴 (王銍『默記』上、王朴)もま

門下平章事にまで登る人物である。すなわちその文面には世

後周での集賢殿直学士・翰林学士から、

た地方官任漢權を称えたもので、

撰者李昉は河北深州饒陽県

宋では同中書

詞文を紹介しよう。これは「盗」を帰順させることに成功し

ここで、先にあげた「後周濟州刺史任漢權屏盜碑」

末尾

0

う(『旧五代史』巻一二八、王朴伝)。彼の子である王侁は 子を先駆的存在と見なした時、彼ら山東の勢力を取り込む上 宗朝の東頭供奉官となっている (表1番号152)。 須城県) れた契丹との対決とが共に有効であり、さらに彼ら自身に では、太祖朝以来の「盗」に対する包摂策と、 の出身であり、 後漢末には同地に帰郷していたとい 世宗朝でとら この 親 世

持つ論点であると思う。 との関連付けによって、 会史研究で明らかにされてきた詳細 よってそれらが世宗の下、進められたと考えられよう。 かった問題であり、 いて司馬光にも評価させた由来であったと考える。 Ò 以上、太祖朝からすでに始まる「盗」への包摂的政策 中国 山東方 史研 面における成功こそが、柴栄を「宏規大度」 究では柴栄の叙述において十分認識されてこな 戸等制や検田制などに関して制度史・社 宋朝の支配構造を問い直す可能性を (穴沢二〇〇〇、 これは従 など) にお 0 河

0

6 小結 改めて、 なにを? いつ?

ち従来の、 うに」という形でまとめれば、 像として、「だれが、いつ、どこで、 身者の五代皇帝である世宗と同様の出身である文臣・武臣が 実行した、 対決路線を」「中華王朝復活のため」「禁軍を強化することで」 本論で説いてきたところを、 という叙述に対し、 「漢人の世宗が」「後周時代に」「華北で」「対契丹 本論では、 以下のようであろう。 表題の通り後周 なにを、 「初の河北南部 なぜ、 世宗朝 すなわ どのよ の全体

> 強化とこれら領域からの支持を得て」実行した、 のために」「この感情を基盤に、 対決路線を」 世宗朝において」「開封 「反契丹感情の根付く自らの • 河北南部 山東など周辺領域 0 みの領 領域の 域 で」「対契丹 保 全 の統治 ·拡大

ど(『遼史』巻六、穆宗本紀上、 とも極言できる。 決したが、それもまた先帝の崩御と自身の即位直後を攻撃さ 柴栄が五代諸帝と異なり独自に「いつ」「なにを」したのか、 れたことに発する報復の延長線上にあったものにすぎない、 明確にしていなかった。たしかに柴栄は北征し契丹と直 ん継続されているのである。 使節往来 しかしあえて自ら言えば、ここまでの考察で実は筆者は、 (蒋一九九八、一八三頁)、世宗朝での使節 後周と契丹との外交は、 應暦七年八月己未)、もちろ 太祖郭威 の即位時 派遣

唐使節への「 顕徳二年(九五五)十一月己亥)との南唐への開戦の詔、 だ已まず。 動と言えるものの第一歩は、「契丹を勾誘し、 的選択にとって、単なる構想や意志の吐露でない、 ろ「南方」に向けた戦争宣言ではなかったか。 (『通鑑』巻二九二、顕徳三年 難く、人神 思うに従来の四朝と異なる契丹との対決という柴栄 并寇(北漢)に結連し、我と讎を為す。 共に憤る」 華を捨てて戎に事う、 (『旧五代史』 (九五六年二月))、 礼儀は安くにか在らん」 卷一一五、 今に至るも未 すなわち先 世宗紀第二、 など、 決定的 罪悪名じ 0) 政 行

契丹への協

いつ」「なにを」への答えとして言えば、「南唐との対決時に」、

『中華』とし契丹を『夷狄』として、

自らを

宗朝を前代までと画する点だった、のではないか。者を『中華』の反逆者とする論理を立てた」ことこそが、

最後に、本論で明らかにした、ソグド研究への応答としてを国においてどれほどあると言えるだろうか。 最後に、本論で明らかにした、ソグド研究への応答としてなれる危険性を帯びるに至っていると思う。それでは、これされる危険性を帯びるに至っていると思う。それでは、これと対峙するための歴史の選択可能性をふまえた研究蓄積は、と対峙するための歴史の選択可能性をふまえた研究蓄積は、と対峙するための歴史の選択可能性をふまえた研究への応答としてと対峙するための歴史の選択可能性をふまえた研究への応答としての後周世宗朝への応答として、ソグド研究への応答として

唐宋変革期の具体的過程、特に研究の乏しい五代十国史を、高宋変革期の具体的過程、特に研究の乏した状況を模索しての「宋代中国」に至る過程について、新たふまえること色を明らかにした。こうした知見を蓄え、またふまえること色を明らかにした。こうした知見を蓄え、またふまえることの「宋代中国」に至る過程について、新たな叙述を模索しての「宋代中国」に至る過程について、新たな叙述を模索しての「宋代中国」に至る過程について、新たな叙述を模索しての「宋代中国」に至る過程について、新たな叙述を模索しての「宋代中国」に至る過程について、新たな叙述を模索しての「宋代中国」に至る過程について、新たな叙述を模索しての「宋代中国」に至る過程について、新たな叙述を模索しての「宋代中国」に至る過程について、新たな叙述を模索しての「宋代中国」に至る過程について、新たな叙述を模索しての「宋代中国」に至る過程について、新たな叙述を模索しての「宋代中国」に至る過程について、新たな叙述を模索している。

參考文獻 (日文)

世

課題―」(『早稲田大学モンゴル研究所紀要』二、一二一―一三八石見清博 二〇〇五「沙陀研究史―日本・中国の学界における成果と

史研究』、汲古書院、一九九七年、二七九~三三〇頁、に所収)て―」(『史林』五七―四、五七―九六頁、いま同氏『唐代地域社会宕 元 一九七四「五代宋初の新興官僚―臨淄の麻氏を中心とし

愛

制改革前史」(『東方学』一六、五八―六六頁) 菊池英夫 一九五八「五代後周に於ける禁軍改革の背景――世宗

佐竹靖彦 一九九○『唐宋変革の地域的研究』(同朋舎)

基本問題』、汲古書院、三六五―四四二頁) 妹尾達彦 一九九七「都市の生活と文化」(『魏晋南北朝隋唐時代史の

に所収) 高井康典行 二〇一二二唐後半から遼北宋初期の幽州の『文士』」(『史高井康典行 二〇一二「唐後半から遼北宋初期の幽州の『文士』」(『史

書院) 二○一六『渤海と藩鎮―遼代地方統治の研究―』(汲古高井康典行 二○一六『渤海と藩鎮―遼代地方統治の研究―』(汲古

羽生健一 一九六五「五代の巡検使について」(『東方学』第二九号、西村陽子 二〇一八『唐代沙陀突厥史の研究』(汲古書院)宋代の社会と文化』、汲古書院、二九―六八頁) (二)―」(宋代史研究会編『宋代史研究会 研究報告第一集友 永 植 一九八三「唐・五代三班使臣考―宋朝武班官僚研究 その

五五頁

第二巻、三一書房) 第二巻、三一書房) 一九八〇「五代史の基調」(『日野開三郎 東洋史学論集

化)で、岩波書店、八三―一〇七頁。一九七一年の研究会発表の論文で』、岩波書店、八三―一〇七頁。一九七一年の研究会発表の論文場合と津田左右吉の場合―」(『歴史家の同時代史的考察につい増淵龍夫 一九八三「歴史のいわゆる内面的理解について―陳垣の増淵龍夫

ら」(『明治維新とナショナリズム――幕末の外交と政治活動』、三 谷 博 一九九七「「プロト国民国家」の形成――比較史の見地か中心に――」(『東洋学報』五一―一、四四―九二頁)松井秀一 一九六八「北宋初期官僚の一典型――石介とその系譜を

山川出版社、五一三四頁

參考文獻 (中文)

鄧小南 二○○五「論五代宋初"胡/漢《語境的消解」(《文史哲》

二〇〇五一五、五七一六四頁)

党』二二五、五─一○頁)李華瑞 二○一○「。唐宋変革論。対国内宋史研究的影响」(『中国史研李華瑞 一九九八『遼與五代政権転移関係始末』(新化図書)

孟凡港 二〇一七「屏盗碑与五代地方賊患治理」(『斉魯学刊』二〇一七究』一二五、五―一〇頁)

年第二期、四一—四六頁)

居民主体変化侧记」(『黄河科技大学学报』一八―六、八七―九五岳東 二〇一六「后周河朔集团的诞生――唐五代时期黄河下游区域一九、三六一―四二一頁) 地緣関係與領地拓展――《新集雑別紙》研究之一」(『唐研究』 呉麗娯 二〇一三「従敦煌《新集雑別紙》看後唐明宗時代河北州鎮的吳麗娯 二〇一三「従敦煌《新集雑別紙》看後唐明宗時代河北州鎮的

頁

―三四頁) ―三四頁)

二〇〇八一五、一四三一一四九)趙永春・李玉君 二〇〇八「遼人自称、北朝、考論」(『史学集刊』

陳垣 一九三七『旧五代史輯本發覆』(輔仁大学)

三三九―三八二頁、に所収) 一十二頁。のち、同氏『漢唐史論集』、聯經出版、一九七七、傳樂成 一九七二「唐型文化與宋型文化」(『国立編譯館館刊』一―四、

參考文獻(英文)

Standen, Naomi 2005 "What Nomads Want: Raids, Invasions, and the Liao Conquest of 947." In Mongols, Turks, and Others: Eurasian Nomads and the Outside World, eds. Reuven Amitai, and Michal Biran, pp.127-174. Leiden: Brill. (日本語訳に、山根直生訳「遊牧民は何を欲するか―襲撃と略奪、そして九四七年の遼の征服」(『福岡大学人文論叢』五○―四、二○一九年、一―四二頁、がある)

Tillman, Hoyt Cleveland 1979 "Proto-Nationalism in Twelfth-Century China? The Case of Ch'en Liang", *Harvard Journal of Asiatic Studies*, Vol. 39, No. 2, pp. 403-428.

Wang, Gungwu 1963 The Structure of Power in North China during the Five Dynasties, Kuala Lumpur: University pf Malaya Press.

- しかし宋の文化に関してこの語を用いる研究はより早くに登ナショナリズム」の定義を参考としている(三谷一九九七)。ては、三谷博氏のそれがあげられ、本論でも氏の言う「プロト・註(1) 前近代における「ナショナリズム」を特に扱った研究とし
- **論び(日藤ご)」し、『日至している。** 代史の立場から初めて本格的に同展望を論じた伊藤一馬氏の代史の立場から初めて本格的に同展望を論じた伊藤一馬氏の、まり詳細な「沙陀系王朝」への研究として、宋をそれに入

場している(Tillman 1979、など)。

- 3. -。・3)「地主国家」として宋朝をとらえる理解については、佐竹(3)「地主国家」として宋朝をとらえる理解については、佐竹論文(伊藤二○一九)が出されている。
- 巻二九四、顕徳六年(九五九)六月)。 のの、この遺言自体が彼らにもみ消されたという(『通鑑』のの、この遺言自体が彼らにもみ消されたという(『通鑑』(4) 柴栄の「幕府舊僚」「藩邸故人」であった王著は、臨終間
- (5) 表1番号80の田仁朗は大名元城の人(『宋史』巻二七五、(5) 表1番号80の田仁朗は大名元城の人(同書巻二五四、李繼勲伝)、同日48の曹翰は大名元城の人(同書巻二五九、尹崇珂伝)、同日48の曹離は大名元城の人(同書巻二五九、尹崇珂伝)、同日48の曹韓は大名元城の人(同書巻二五九、尹崇珂伝)、同十49の潘美は大名の人(同書巻二五八、潘美伝)。

- 曹翰伝)とある。りて之を奇とし、以て世宗の帳下に隷す」(同書巻二六○、りて之を奇とし、以て世宗の帳下に隷す」(同書巻二六○、と、同148の曹翰は「乾祐初、周太祖 鄴に鎮す。與に語と、同148の帳下に隷す」(『宋史』巻二五七、李崇矩伝)
- (7) 表1番号145の曹彬は「(世宗) 澶淵に鎮するに従い、供(7) 表1番号145の曹彬は「世宗 澶淵に在り。晉卿 武藝を以て146の王晉卿は「周世宗 澶淵に鎮し、署して牙校と為す」り、同148の曹翰は「世宗 澶淵に鎮し、署して牙校と為す」と理に中る。之に問いて其の嘗て學問を事とするを知り、即と理に中る。之に問いて其の嘗て學問を事とするを知り、即と理に中る。之に問いて其の嘗て學問を事とするを知り、即と理に中る。之に問いて其の嘗て學問を事とするを知り、即と理に中る。之に問いて其の嘗て學問を事とするを知り、即と理に中る。之に問いて其の嘗て學問を事とするを知り、同じく本文後段に詳述する。
- しては南北の別を論じずにおくのが妥当と思う。をふまえており、後唐ですでに宰相位に就いていた馮道に関(8) 本論での河北北部・南部の区分は後晋での燕雲十六州割譲
- 遇」、郭威の「外兄弟」となっている。
 (9) 常思について、『宋史』巻二五五、張永徳伝では姓名は「常
- (10) 後漢隱帝こと劉承祐は、沙陀系であることの明らかな劉知(10) 後漢隱帝こと劉承祐は、沙陀系であることの明らかな劉知遠征を父としつつ誕生の地について「鄴都の旧第」(『旧五代史』巻一○一、隱帝紀上)と「太原」(『五代会要』巻一)という (『旧五代史』巻一○一、隱帝紀上)と「太原」(『五代会要』巻一)という (『旧五代史』巻一○四、李皇后伝)。本論に見てきた郭威の人物像代史』巻一○四、李皇后伝)。本論に見てきた郭威の仏物像であったと言えよう。

其

の才を擧」げた人物であった(「孫延郃墓誌」)。

- べきだと思う。 ら、柴栄周辺の民族性もやはり多様なものであったと想定すら、柴栄周辺の民族性もやはり多様なものであったと想定す
- (12) 「劉光贊墓誌」の記述については、周阿根『五代墓誌彙考』、(12) 「劉光贊墓誌」の記述については、中央研究院歴史語言研究がら多くの示唆を得た。ここに特記して謝意を表す。から多くの示唆を得た。ここに特記して謝意を表す。ながら多くの示唆を得た。ここに特記して謝意を表す。
- (14) 本文の通り頡跌氏は「鄴の大商」であり、孫延郃は「朋友古籍出版社、二〇一六年、八―九頁、に依拠した。 「孫安郃墓誌」の記述については、『宋代墓誌輯釈』、中州
- $\widehat{15}$ 統一、対契丹進攻実現の礎地をなした」(同、四二頁)と述 する契丹撃砕との大政策樹立となり、やがてそれが宋の天下 道は自力の強化、 となった。 免れず、しかも華地の一部を永く契丹の領土に進呈すること 唐は強硬、 頁)、また「…五代の外交はこの契丹対策が中心となり、 团 それと共に強力契丹の復讐を恐れる諸藩はその中心を求めて での遼太宗の死によって「契丹反撃の気勢は愈愈昂まったが 日野自身も、契丹の直接支配とその失敗、さらに北帰途上 [結せんとする気持ちを持ち始めた] (日野一九八〇、三五 かくて世宗の漢族大同団結とその団結の力を背景と 硬軟二つながらの失敗は中国人をして契丹操縦の 後晋は軟弱の屈従政策をとったが結局共に被滅 圧敵力の造成以外に求められざることを悟

19

国の事、汝曹知らざるなり」(『通鑑』巻二八六、天福十二年た耶律堯骨の発言として「中国の事、我皆な之を知る。吾が(16) (H)の記事より先、開封で「四方貢献」を受けて得意となっ

 $\widehat{20}$

べている。

- の皮肉に満ちている。『通鑑』の叙述は全体に契丹(遼)側へ
- 者改題を参照されたい(Standen 2005)。 スタンデン氏の研究および同論日本語訳に付す山根直生の訳(打) 契丹(遼)による開封占領とその研究史については、ナオミ・
- 18 とを示唆していると思う。 宋代でなお用いていた主体が彼ら前線の武将たちであったこ 闘を描写する中でこの語を用いていることは、これらの語を 信の子孫を墓主とするものであり、しかも契丹(遼)との戦 書所収)と、ともに宋初の有力な武将であった符彦卿・石守 年(一〇一〇)洛陽県に埋葬、 舜封、『芒洛冢墓遺文』所収)、「石保吉墓誌銘」 銘」(咸平四年(一○○一)洛陽県に埋葬、 用例は少ない。しかもその例の見られる史料が「 これに類する、「契丹(遼)」全体に対しての語 撰者は姪男前進士石宗古、 撰者は前進士陳 (大中祥符三 符昭 北 原墓誌 成しも 同
- 管見の限り小説史料上での唯一の「戎王」の語の使用の広節度使符彦卿によって処刑される。「戎王」の語の使用の広族の裏切り者として描かれ、ついには後周・北宋の元勲兗州佐。主者であり、白項鴉もまた「戎王」もまた、男女の別にはと正者であり、白項鴉もまた「戎王」もまた、男女の別になべき王者であり、白項鴉もまた「戎王」もまた、男女の別になべき王者であり、白項鴉もまた「戎王」に接近を図った民るべき王者であり、白項鴉もまた「戎王」もまた、男女の別になる、主難されるべき王者であり、白項鴉もまた「戎王」に接近を図った民族の裏切り者として描かれ、ついには後周・北宋の元勲兗州の東獨」(『太平広記』巻三六七、妖怪九)がある。これは「契項鴉」(『太平広記』を記述されている。
- 予の戦力に編入することだが、世宗の募兵に応じた「山林亡盗賊への対応として後の宋朝で一般化するのは、これを禁

策的断絶がうかがわれよう。朝では中止となったようである。ここにも世宗朝と宋朝の政紀一、顕徳元年(九五四)二月丁卯)、精兵主義をとる世宗命の徒」の質は劣悪で(『旧五代史』巻一一四、後周世宗本

- た彼らは少数派ながら、河北の人々とまた異なる形で後周の でも戦功を重ね宋太祖の下では北方を固める諸将の末席を占 開運初年 通項はあった。また、彼と同じく蜀の人で三班使臣となって たというから、王晏・王景らとも契丹支配への反抗という共 対契丹防衛の前線であった趙州でも「安邊鎮靜の功」を残し が駆逐された丹州(『通鑑』巻二八六、同年二月)を治め に事え、戰功を以て貴仕に登る」とあって後周以前の五代王 いる王彦章 (表1の36)は、後唐の前蜀平定を機に洛陽へ移り、 蜀国の人」とされるのみである。しかし「武略を以て累朝 契丹対決路線に与りやすかったものと思われる。 同様の来歴があったとすれば、 `るに至っている(『宋史』巻二五○、王彦章伝)。 任漢權に 『に使えたことが確認され、九四七年に契丹の任命した長官 任漢權その人については他の史料に見出されず、 (九四四)には契丹南進に対して澶州で奮戦、後周 蜀という故地から隔てられ 同碑でも
- 3) よら長昇)無いこう□にしば、忍子(き)णでら後すへ) ンチ、全幅一五八センチに及ぶという(孟二○一七)。 2) 同碑は二○○二年に巨野県で出土しており、全高五一六セ

(福岡大学人文学部